



60年のあゆみ

一般財団法人青森県教職員互助会

設立60周年を迎えて



一般財団法人青森県教職員互助会

理事長 風張知子

当互助会は、昭和39年4月に本県公立学校教職員の相互救済により生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に設立され、昭和61年11月に財団法人へ、また、平成25年4月1日には一般財団法人へ移行いたしまして、この度設立60周年を迎えました。これもひとえに、会員である教職員の皆様をはじめ、関係各位のご指導とご協力の賜物と感謝申し上げます。

当互助会の設立当初の会員数は8,927人で、加入率は61.5パーセントに当たり、4種類の給付事業を実施しておりました。その後、令和5年度末の会員数は11,543人となり、加入率は92.6パーセントとなっております。また、事業につきましては、13種類の給付事業、5種類の厚生事業、2種類の貸付事業、5種類の教育・文化事業を実施しており、会員の皆様の福祉向上のために積極的に取り組んで参りました。

近年、人口減少・少子高齢化・価値観の多様化など、私たちを取り巻く社会経済状況が刻々と変化する中、来たる「青森新時代」へ向け日々成長を続ける子どもたちの学びを支える教職員のウェルビーイング向上が必要となっております。

このような状況を踏まえ、教職員が心身ともに健康で職務に専念し、充実したワークライフバランスを実現するため、時代の変化に対応した事業の実施に取り組むことが、互助会の果たすべき重要な役割であると考えこれからも努力を続けて参りますので、今後とも皆様方のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

目 次

第1部 互助会60年のあゆみ

I 青森県教職員互助会の概要

1	目 的	1
2	沿 革	1
3	会 員	1
4	掛 金	1
5	役員及び評議員	1
6	理事会及び評議員会	1

II 組織・財政の推移

1	組 織	
(1)	会 員	2
(2)	役 員	3
(3)	評 議 員	4
(4)	機 関	5
(5)	事 務 局	6
2	財 政	
(1)	収 入	7
(2)	支 出	9
(3)	収支差額	11
(4)	資産の管理・運用等	12

III 事業の推移

1	概 説	13
2	給付事業	13
3	厚生事業	31
4	貸付事業	35
5	教育・文化事業	38
6	代位返還事業	41

第2部 資料編

1	青森県教職員互助会定款	42
2	財団法人青森県教職員互助会設立趣意書	48
3	財団法人青森県教職員互助会寄附行為	49
4	財団法人青森県教職員互助会運営規則	54
5	一般財団法人青森県教職員互助会定款	61
6	一般財団法人青森県教職員互助会運営規則	66
7	歴代役員一覧	74
8	歴代評議員一覧	85
9	歴代職員一覧	95

第1部

互助会60年のあゆみ

I 青森県教職員互助会の概要

1 目 的

(1) 青森県教職員互助会定款（昭和39年4月）

この会は、教職員の相互救済により、その生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 財団法人青森県教職員互助会寄附行為（昭和61年11月）

この法人は、青森県民の自発的な教育・文化の活動を支援するとともに、公立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上を図り、もって青森県における教育文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(3) 一般財団法人青森県教職員互助会定款（平成25年4月）

この法人は、会員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、青森県民の教育・文化の活動を支援することにより、青森県の教育・文化の振興発展に寄与することを目的とする。

2 沿 革

昭和39年4月1日 青森県教職員互助会設立

昭和40年4月1日 青森県職員の互助団体に関する条例（青森県条例第33号）に基づく互助団体として承認

昭和61年11月1日 財団法人青森県教職員互助会に改組

平成25年4月1日 一般財団法人へ移行

3 会 員

(1) 加入資格

① 公立学校共済組合青森支部に加入する組合員である教職員及び教育関係職員（任意継続組合員を除く。）

② この法人の事務局職員

③ 理事会が承認した者（教育関係団体の職員）

(2) 会 員 数 12,543人（令和6年3月末現在）

(3) 加 入 率 92.6% （ 同 上 ）

4 掛 金

給料の月額（教職調整額を含む。）の1000分の7

5 役員及び評議員

(1) 理 事 11名（理事長、副理事長、常務理事を含む。）

(2) 監 事 2名

(3) 評 議 員 11名

6 理事会及び評議員会

(1) 理 事 会 執行機関

(2) 評議員会 議決機関

II 組織・財政の推移

1 組織

(1) 会員

互助会の会員となることができる者は、設立当初の青森県教職員互助会定款で、「公立学校共済組合青森支部の組合員」と「理事長が適当と認めた者」であると定められていました。

昭和61年に定められた財団法人青森県教職員互助会運営規則（以下「運営規則」という。）では、会員になることができる者を、「公立学校共済組合青森支部の組合員。ただし、任意継続組合員を除く。」、「財団法人青森県教職員互助会事務局の職員」及び「理事長が適当と認めた者」と規定しています。

平成25年4月1日に一般財団法人に移行した後は、一般財団法人青森県教職員互助会定款第5条に「公立学校共済組合青森支部に加入する組合員である教職員及び教育関係職員。ただし、任意継続組合員を除く。」「この法人の事務局職員」等と規定しており、令和6年3月31日現在の会員数は、11,543人となっています。

互助会の会員数及び加入率の推移は、次のとおりです。

年度	会員数	加入率
S 39年度末	8,927人	61.5%
44年度末	10,639	69.8
49年度末	11,764	74.4
54年度末	13,607	79.9
59年度末	14,431	84.9
H 元年度末	15,045	89.2
6 年度末	15,358	95.2
11年度末	15,264	97.3
16年度末	14,448	97.6
21年度末	13,224	97.7
26年度末	12,154	97.8
27年度末	11,995	98.1
28年度末	11,893	98.1
R元年度末	11,415	98.0
5年度末	11,543	92.6

※5年毎、最新及び加入率ピーク時の年度を記載

会員数のピークは、平成6年度末の15,358人、加入率のピークは、平成27,28年度末の98.1%となっています。

(2) 役員

互助会設立当初の定款では、役員について次のように定めていました。

職名	人数	職務
理事長	1人	互助会を代表し会務を執行
副理事長	1人	理事長を補佐（場合によって職務を代理又は代行）
常務理事	1人	互助会の業務を掌理
理事	12人	理事会を組織し業務の重要事項を審議
監事	3人	業務及び会計を監査

このうち、理事長は公立学校共済組合青森支部（以下、「共済組合」という。）長が充てられ、副理事長及び常務理事は理事長が指名し、その他の理事及び監事は評議員会において選出されていました。

昭和39年10月に、理事の定数が「15人以内」から「23人以内」に増やされましたが、これは定款が改正され、「8人以内の理事は、職員団体が会員中から推せんした者のうちから理事長が指名する。」という規定が追加されたことによるものでした。

また、昭和53年度には、監事の選出方法が、「評議員会において選出」から「小学校長会、中学校長会、高等学校長協会が、会員中から推せんした者のうちから理事長が指名する」に改められました。

昭和61年の法人化に伴って制定された財団法人青森県教職員互助会寄附行為（以下「寄附行為」という。）では、役員の数に変更はありませんでしたが、理事長、副理事長及び常務理事については、次の職にある者をもって充てるということになりました。

理事長	青森県教育委員会教育長の職にある者
副理事長	青森県教育庁福利課担当の教育次長の職にある者
常務理事	青森県教育庁福利課長の職にある者

役員の任期は2年で、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間と定められています。

平成13年度の青森県教育委員会事務局の組織再編に伴い、「青森県教育庁福利課」は、「青森県教育庁職員福利課」に改められました。

平成11年度より監事の選出方法が、公益性をより高めるため、監事3人のうち1人は「会員以外の者で理事長が適当と認めるもの」に改められ、残る2人については、青森県小学校長会、青森県中学校長会及び青森県高等学校長協会の輪番による推薦となりました。

また、理事定数に変更はありませんが、平成15年度より理事の選出区分と選出人

員が改められました。

平成20年12月1日に公益法人制度改革に関する法律が施行されたことに伴い、これまでの公益法人は、公益性の基準が新たに適用され、「公益法人」「一般法人」及び「その他(営利法人等)」へ移行、又は合併・解散等を移行期間中に選択しなければなりませんでした。

平成25年4月1日に一般財団法人に移行したことに伴い、理事・監事・評議員は、評議員会において選任されることになり、理事長・副理事長・常務理事は、理事会において選定されることとなりました。

また、理事会・評議員会は、理事及び評議員の過半数の出席がなければ開催することができず、委任状が認められなくなりました。

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなりました。

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成します。また、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければなりません。

なお、監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、互助会の業務及び財産の状況を調査することができます。

監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとなりました。

(3) 評議員

設立当初の評議員の定数は37人で、小学校長から17人、中学校長から11人、高等学校長から6人、教育庁課長から1人、教育事務所長から1人、その他の所属所長から1人となっていました。昭和61年の法人化に伴い、校長会から17人、教頭会から2人、教員から8人、事務職員から2人、職員組合から6人、教育庁から2人となりました。

平成25年の一般財団法人への移行に伴い、評議員会の出席に係る委任状が認められなくなったこと等により、定数を11人としました。

評議員の任期は、一般財団法人移行前は役員の場合と同じでしたが、移行後は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなっております。

なお、役員並びに評議員の選出母体及び被選出者数については、「資料編」所収の「青森県教職員互助会定款」(42ページ)、「財団法人青森県教職員互助会運営規則」(54ページ)及び「一般財団法人青森県教職員互助会運営規則」(66ページ)をご覧ください。

(4) 機 関

互助会設立当初の定款では、理事会は執行機関、評議員会は議決機関と位置づけられており、理事会は1会計年度に2回（予算・決算）、評議員会はさらに理事選出のための会議と合わせて3回、それぞれ開催されるのが通例でした。

この当時の評議員会の審議事項は、定款で次のように規定されていました。

- ①定款及びこれに基づく諸規則の制定と改廃
- ②毎事業年度の予算及び決算
- ③重要な財産の処分又は重大な義務の負担

昭和61年11月の財団法人化に伴い制定された寄附行為では、評議員会と理事会についての規定を大幅に改め、理事会は議決・執行機関、評議員会は諮問機関と位置づけました。

寄附行為では、次の事項について、理事会が議決し、執行すると定めています。

- ①事業計画及び収支予算
- ②事業報告及び収支決算
- ③寄附行為に基づく運営規則の制定及び改廃
- ④重要な財産の取得及び処分、若しくは重大な義務の負担
- ⑤その他この法人の運営に関する重要な事項

平成25年4月1日に一般財団法人に移行したことに伴い、新たに制定された定款では、理事会は執行機関、評議員会は議決機関と位置づけられました。

理事会は、理事長・副理事長・常務理事・理事・監事で構成され、法令及び定款に基づき互助会業務の執行に当たっています。

定款では、次の事項について、理事会が議決し執行すると定めています。

- ①この法人の業務執行の決定
- ②理事の職務の執行の監督
- ③理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- ④評議員会招集の決定

理事会は、通常年2回開催しており、必要があると認めるときは、臨時の理事会を開催することができます。

評議員会は、互助会の業務執行機関である理事会を監督・牽制するとともに、定款に定められた重要な事項の決定、決算の承認等を行う意志決定機関となっています。

定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要があるときは、臨時評議員会を開催することができます。

定款では、次の事項について、評議員会が議決すると定めています。

- ①理事及び監事の選任又は解任
- ②理事及び監事の報酬等の額
- ③貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ④定款の変更
- ⑤残余財産の処分
- ⑥基本財産の処分又は除外の承認
- ⑦その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(5) 事務局

当初の定款では、常務理事を補佐してこの会の事務を処理する「事務長」と事務長の指揮を受けて事務に従事する「その他の職員」を置くこととされていました。

設立当初は、共済組合の給付事務を担当する教育庁財務課内に事務局が置かれていましたが、昭和47年の教育庁福利課の創設に伴い福利課内に事務局を移し、さらに平成13年度の青森県教育委員会事務局の組織再編に伴い、現在は、職員福利課内に事務局を置いています。

昭和47年に主任が置かれ、互助厚生係長が併任しますが、昭和58年には事務長補佐と主幹が置かれることになり、前者は共済組合の事務局次長が、後者は福利課庶務班長が兼ねることになります。そして、昭和61年の法人化の際、事務長は事務局長に、事務長補佐は事務局次長に、主幹（庶務班長）及び主任（互助厚生班長）は班長に、それぞれ職名が変更されました。

平成14年度にはグループ制が導入され、それに伴いグループリーダーの職にある者が事務局長となり、班長の職名は廃止となりました。

また、平成21年度には、サブマネージャーの職にある者が、令和3年度からは、課長代理の職にある者が事務局長となり、現在に至っております。

事務局の構成等については、「資料編」の「歴代職員一覧」（95ページ）をご覧ください。

なお、職員の勤務条件等については、青森県教育庁職員の例によるものとされています。

2 財 政

(1) 収 入

互助会の収入として、設立当初の定款では、「会員の掛金」、「県の補助金」、「その他の収入」を挙げており、令和6年度現在の一般財団法人青森県教職員互助会会計規程(以下「会計規程」という。)では、「基本財産運用収入」、「掛金収入」、「事業収入」、「補助金収入」、「負担金収入」、「雑収入」、「繰入金収入」等を設けています。

ここでは、それらのうち「掛金収入」と「補助金収入」について取り上げます。

①掛金収入

これまでの掛金率の推移は次のとおりです。

年 度	掛 金 率
S 39年度	給料月額1,000分の13
40年度	給料月額1,000分の14 (被扶養者あり) 給料月額1,000分の10 (被扶養者なし)
44年度	給料月額1,000分の13 (被扶養者あり) 給料月額1,000分の 8 (被扶養者なし)
48年度	給料月額1,000分の 8
50年度	給料月額1,000分の 7

※掛金率は、昭和50年度以降変動がなく現在に至っております。

収入合計額に対する掛金収入額の比率の推移 (5年毎と最新)

年 度	掛 金 収 入 額(A)	収 入 合 計 額(B)	比 率(A/B)
S 39年度	42,899,856円	51,966,451円	82.6%
44年度	98,364,589	143,774,323	68.4
49年度	186,769,991	227,201,874	82.2
54年度	269,758,841	335,514,325	80.4
59年度	333,420,954	436,227,929	76.4
H 元年度	392,981,005	534,589,764	73.5
6年度	449,980,366	571,108,000	78.8
11年度	482,995,968	615,420,178	78.5
16年度	454,951,766	546,296,322	83.3
21年度	420,903,906	426,101,321	98.8
26年度	385,635,013	389,796,434	98.9
R 元年度	351,854,512	356,331,219	98.7
5年度	345,280,790	347,740,901	99.3

注1 金額は、いずれも決算の数値を用いている。

注2 収入合計額には共済組合委託金を含まない。（医療費関係の給付を行う際、共済組合の短期給付分について互助会が立替払いを行い、後日、共済組合から支払いを受ける形をとっていたため。）

注3 緊急生活資金借入金並びに学生協及び教育厚生会への貸付に係る利子補給金としての県補助金の額は、収入額に含まない。（通常の県補助金とは別枠扱いのため。）

同じく、学生協及び教育厚生会への貸付に係る元利金収入、借入金収入及び記念事業繰入金収入は、収入に含まない。

注4 基本財産取崩収入、特定資産取崩収入は、収入額に含まない。

②補助金収入

互助会は、青森県職員の互助団体に関する条例（昭和40年3月31日青森県条例第33号）に規定する互助団体として承認を受け、県から補助金の交付を受けてきました。

設立当初は、家族療養費補助金と事務費補助の2つでしたが、昭和48年度から会員が無料で休憩できるよう帰帆荘を借り上げるための会員クラブ借上補助が新設されました。（昭和48年度の補助額は1,800千円）

翌49年度に家族療養費補助金が給付事業補助金となり、家族療養費の給付実績に対する補助方法から会員1人当たりの単価で積算する補助方法に変更されました。

その後、補助単価は徐々に引き上げられ、平成5年度以降は3年連続で増額されてきましたが、平成12年度をピークに会員数の減少と補助単価の引き下げで減額され、平成14年度から給付・厚生事業のみが補助対象となり、平成18年度をもって廃止となりました。

収入合計額に対する補助金収入額の比率の推移（5年毎）

年 度	補助金収入額(A)	収入合計額(B)	比率(A/B)
S 39年度	8,998,000円	51,966,451円	17.3%
44年度	39,273,000	143,774,323	27.3
49年度	25,800,000	227,201,874	11.4
54年度	33,225,000	335,514,325	9.9
59年度	39,606,000	436,227,929	9.1
H 元年度	59,886,000	534,589,764	11.2
6年度	74,340,000	571,108,000	13.0
11年度	110,460,000	615,420,178	17.9
16年度	82,719,000	546,296,322	15.1

注1 金額は、いずれも決算の数値を用いている。

注2 収入合計額には共済組合委託金を含まない。

注3 緊急生活資金借入金並びに学生協及び教育厚生会への貸付に係る利子補給金としての県補助金の額は、収入額に含まない。

同じく、学生協及び教育厚生会への貸付に係る元利金収入及び借入金収入並びに記念事業繰入金収入、特定預金取崩収入は、収入額に含まない。

昭和49年度以降の給付事業に係る県補助金の1人当たり補助単価は、次のようになっています。

年 度	補 助 単 価
S 49年度	2,000円
52年度～	2,200
55年度～	2,400
60年度～	3,700
H 元年度～	3,800
5年度	4,200
6年度	4,700

年 度	補 助 単 価
H 7年度	5,400円
9年度	6,000
10年度	6,600
11年度～	7,100
13年度～	5,700
17年度～	4,600

(2) 支 出

支出の中で最も大きな割合を占めているのは医療費補助金（家族療養費補助金）ですが、その額及び支出合計額に対する比率の推移は次の表のとおりです。

昭和39年度から44年度にかけてと49年度から54年度にかけて、支出合計額が大幅に伸びているのが目立ちます。

昭和48年10月診療分から共済組合の給付が改善され、自己負担額が、外来200円、入院 500円となり、互助会の負担額がこの部分のみになったため、昭和49年度の医療費補助金は急減しています。

昭和59年10月に健康保険法等の一部が改正され、本人医療費の一割負担制度が導入され、共済組合の一部負担金払戻金等の基礎控除額が1,000円から2,000円に引き上げられた際、互助会の医療費補助金の給付条件を「自己負担額から共済組合給付額及び1,000円（以下、「互助会控除額」という。）を控除した額」としました。

平成9年9月診療分からは、本人の自己負担割合が2割になったことに伴い、共済組合の一部負担金払戻金等の基礎控除額が、平成10年7月診療分から4,000円に引き上げられたため、互助会の医療費補助金が大幅な支出増となりました。

その後も、更なる支出超過が見込まれたため、平成11年度に「事業の在り方に関する懇談会」を設けて事業の見直しを行い、平成14年4月診療分から、互助会控除額を2,000円にしました。

また、平成14年2月診療分から、共済組合の一部負担金払戻金等の基礎控除額が段階的に引き上げられることが決定していたため、「医療費補助金に関する懇談会」を設け、平成15年4月診療分から、互助会控除額を3,000円に引き上げました。

さらに、平成25年度に一般財団法人へ移行する前に、繰越金をより多くの会員に還元するため、平成23・24年度限定で、互助会控除額を2,000円とし、平成25年度から、再び3,000円に戻し、現在に至っています。

(共済組合及び互助会の給付割合の推移については、「Ⅲ 事業の推移」の「(1)医療費補助金」の項(13～16ページ)をご覧ください。)

支出合計額に対する医療費補助金の比率の推移(5年毎と増減が多い年度を記載)

年 度	医療費補助金(A)	支 出 合 計 額(B)	比率(A/B)	備 考
S 39年度	51,843,142円	59,426,885円	87.2%	
44年度	94,846,010	140,123,822	67.7	
49年度	35,546,558	161,190,376	22.1	
54年度	64,479,773	330,861,291	19.5	
59年度	82,615,065	415,110,739	19.9	
H 元年度	107,404,365	449,946,881	23.9	
6年度	115,533,410	566,415,415	20.4	
10年度	256,173,312	679,400,932	37.7	共済組合附加給付額変更 (2,000円から4,000円)
11年度	320,384,354	734,927,131	43.6	
12年度	184,751,410	610,657,066	30.3	互助会自己負担限度額引き上げ (1,000円から2,000円)
14年度	262,596,582	678,236,535	38.7	共済組合附加給付額変更 (4,000円から10,000円)
15年度	247,965,138	652,190,263	38.0	・共済組合附加給付額変更 (10,000円から15,000円) ・互助会自己負担限度額引き上げ (2,000円から3,000円)
16年度	256,061,421	507,172,024	50.5	共済組合附加給付額変更 (15,000円から20,000円)
21年度	239,527,908	426,472,589	56.2	
23年度	308,944,347	499,101,520	61.9	互助会自己負担限度額引き下げ (3,000円から2,000円)
24年度	318,586,624	492,956,747	64.6	

H 25年度	232,530,627	396,580,069	58.6	互助会自己負担限度額引き上げ (2,000円から3,000円)
26年度	224,441,647	391,079,666	57.4	
R 元年度	212,191,709	353,539,488	60.0	
5年度	211,209,151	393,990,906	53.6	

注1 金額は、いずれも決算の数値を用いている。

注2 支出合計額には委託給付金を含まない。(医療費関係の給付を行う際、共済組合の短期給付分について互助会が立替払いを行い、後日、共済組合から支払いを受ける形をとっているため。)

注3 学生協及び教育厚生会への貸付に係る貸付金支出並びに記念事業繰入金支出は、支出額に含まない。

(3) 収支差額

昭和39年度は、当期支出合計が当期収入合計を上回っており、以後は黒字で推移してきましたが、医療費自己負担割合の引き上げや、度重なる共済組合の一部負担金払戻金等の基礎控除額の引き上げにより医療費補助金の支出が急増したこと、平成19年度から県の補助金が廃止されたこと、及び一般財団法人への移行に伴う医療費補助金自己負担限度額の引き下げにより、平成27年度まで当期収支差額はマイナスで推移しました。その後、事業の見直し等によりプラスに転じましたが、公益目的支出計画を早期に終了することとして、令和4年度より学校図書贈呈事業の贈呈機会を拡充したため、再びマイナスとなっています。

当期収支差額の推移（5年毎）

年 度	当期収入合計	当期支出合計	当期収支差額
S 39年度	51,966,451円	59,426,885円	△ 7,460,434円
44年度	143,774,323	140,123,822	3,650,501
49年度	227,201,874	161,190,376	66,011,498
54年度	335,514,325	330,861,291	4,653,034
59年度	436,227,929	415,110,739	21,117,190
H 元年度	534,589,764	449,946,881	84,642,883
6年度	571,108,000	566,415,415	4,692,585
11年度	615,420,178	734,927,131	△ 119,506,983
16年度	546,296,322	507,172,024	39,124,298
21年度	426,101,321	426,472,589	△ 371,268
26年度	389,796,434	391,791,666	△ 1,283,232
R 元年度	356,331,219	353,539,488	2,791,731
5年度	347,740,901	393,990,906	△ 46,250,005

注1 金額は、いずれも決算の数値を用いている。

注2 収入合計額には共済組合委託金を、支出合計額には委託給付金を含まない。

注3 緊急生活資金借入金並びに学生協及び教育厚生会への貸付に係る収入額及び支出額については、この表から除外している。

また、互助会設立20周年・30周年記念事業のための収入額及び支出額も除外している。

注4 基本財産取崩収入、特定資産取崩収入については、収入合計額に含まない。

(4) 資産の管理・運用等

互助会の資産は、基本財産、特定資産及びその他固定資産で構成されており、基本財産は、これまで1億円でしたが、平成25年に一般財団法人へ移行した際、300万円としました。この基本財産は、法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要すると定款で定められています。

資産の運用については、会計規程で、互助会の業務上の余裕金の運用は、郵便貯金又は銀行その他確実な金融機関への預金、国債・公社債その他確実な有価証券の取得又は不動産の取得のいずれかによるよう定められています。平成14年4月のペイオフ解禁に伴い、安全性を重視し定期預金により運用を行っていますが、金利の低下や各種手数料の発生により、現在は、1行のみで実施しております。

また、互助会の会計については複式簿記で記帳しており、法人格取得後は公益法人会計基準に基づいた事務処理が行われています。一般財団法人への移行に伴い、平成26年度から平成20年公益法人会計基準を適用しており、これまでの「一般会計」「特別会計」は、「実施事業等会計」、「その他会計」、「法人会計」の3つに区分することとなりました。

III 事業の推移

1 概 説

昭和39年の互助会設立時には、家族療養費補助金、入院見舞金、死亡弔慰金、結婚祝金の4種類の給付を行っていましたが、その後、昭和41年に生活資金貸付（貸付事業）48年に人間ドック検診補助費及び健康診断受診費（厚生関係事業）、49年に青森県教育厚生会に対する厚生文化事業補助（文化関係事業）が新設されるなど、年々、事業分野の拡充が行われ、また、個々の事業についても内容の充実が図られてきました。

また、互助会設立当初は給付事務をすべて手計算で行っていましたが、昭和54年1月から「家族療養費補助金」の計算事務を電算で処理することとし、以後、順次、電算化を進めてきました。

昭和61年11月の法人化に際し、互助会の実施している事業を、給付事業、厚生事業、教育・文化事業、貸付事業の4種類に区分しました。公益法人であることから、教育・文化事業を公益事業と位置付けて、その充実に努めてきました。

平成25年4月に一般財団法人へ移行した際も事業の区分は変わらず、令和6年度現在では、13種類の給付事業、5種類の厚生事業、3種類の貸付事業、5種類の教育・文化事業の計26種類の事業を実施しています。

これまで互助会の実施してきた事業の内容及びその推移等については、次のとおりです。

2 給付事業

(1) 医療費補助金（昭和39年度～）

家族療養費の負担軽減が互助会設立の大きな目的であったことから、「家族療養費補助金」の給付は互助会設立と同時に実施されました。

その給付に当たっては、会員の請求手続きを必要としないよう、共済組合に請求される診療報酬明細書に基づいて給付額を算定し、自動給付する方式が、当初からとられています。

この給付は自己負担なしを目的としたものでしたが、当初の見込みを上回る給付実績の伸びと加入者数の伸び悩みに伴う掛金収入の減少により財政難に陥ったことからやむなく昭和40年3月診療分から給付率を引き下げることになります。

その後、加入促進と経営改善に努めたことにより財政状況が徐々に好転するのに伴い、給付水準の引き上げを図ったことから、次第に自己負担の割合は減少していきます。そして、昭和48年には、共済組合の給付率の改善もあって、再び自己負担の解消が実現しますが、昭和53年には、共済組合から給付される額を控除した額の100分の50の給付に改められます。

この間、会員（共済組合員本人）が共済組合から療養の給付を受けた際、負担した薬剤一部負担金相当額を給付する「会員療養費」が、昭和44年から48年にかけて実施さ

れました。

昭和59年には、医療保険制度改正により被保険者本人にも1割の自己負担が生じることになりましたが、この時に名称を「医療費補助金」と改め、本人についても家族と同一水準の給付を行うよう改正し、自己負担額から共済組合の法定給付及び附加給付を控除した額から1,000円を控除した額(100円未満切捨)を給付しました。

平成9年の医療保険制度の改正等により共済組合の自己負担限度額が引き上げられたことに伴い、当互助会の支出が大幅に超過したため、平成12年4月診療分より、自己負担額から共済組合の法定給付及び附加給付を控除した額から2,000円を控除した額(100円未満切捨)を給付しました。

しかし、平成14年から平成16年にかけて共済組合の自己負担限度額が段階的に引き上げられることが確定していたため、平成15年4月診療分から互助会の控除額を3,000円としました。

その後、公益法人制度改革に対応するため、移行する前に多くの会員へ還元できる医療費補助金の自己負担限度額を、平成23年4月診療分から2,000円を控除した額(100円未満切捨)を給付しました。

移行後の平成25年4月診療分からは、3,000円を控除した額(100円未満切捨)とし現在に至っております。

医療費補助金は給付事業の中で最も事業費が大きく、令和6年度予算では給付事業費287,302千円の72.5%を占めています。

医療費に係る給付・負担割合の推移

年月	共済組合 法定給付	共済組合 附加給付	互助会の 給付水準	自己負担
S39. 4	50%	10%	40%	—
40. 3	50	10	26	14%
41. 10	50	15	22.75	12.25
42. 10	50	20	21	9
44. 4	50	20	25.5	4.5
45. 4	50	20	27	3
48. 4	50	20	28.5	1.5
48. 10	70	自己負担額から、 外来200円、入院500円 を控除した額(100円 未満切捨)	共済組合から給付され る額を控除した額	—

S53. 4	70	自己負担額から、1,000円を控除した額（100円未満切捨）	共済組合から給付される額を控除した額の100分の50	550円以内
56. 3	外来 70 入院 70	同 上	同 上	同 上
59. 10	本人 90 家 族 外来 70 入院 80	自己負担額から、2,000円を控除した額（100円未満切捨）	自己負担額から共済組合給付額及び1,000円を控除した額（100円未満の場合を除く）	1,099円以内
H 9. 9	本人 80 家 族 外来 70 入院 80	同 上	同 上	同 上
10. 7	同 上	自己負担額から4,000円を控除した額（100円未満切捨）	同 上	同 上
12. 4	同 上	同 上	自己負担額から共済組合給付額及び2,000円を控除した額（100円未満の場合を除く）	2,099円以内
14. 2	同 上	自己負担額から10,000円を控除した額（100円未満切捨）	同 上	同 上
14. 10	本人 80 家 族 外来 70 入院 80 3歳未満 80 70歳以上 80, 90	同 上	同 上	同 上
15. 2	同 上	自己負担額から15,000円を控除した額（100円未満切捨）	同 上	同 上

15. 4	本人・家族 70 (外来・入院) 3歳未満 80 70歳以上 80, 90	同 上	自己負担額から共済組合給付額及び 3,000円を控除した額 (100円未満の場合を除く)	3,099円以内
H16. 2	同 上	自己負担額から、 20,000円を控除した額 (100円未満切捨)	同 上	同 上
18. 10	本人・家族 70 (外来・入院) 6歳未満 80 70歳以上 70	同 上	同 上	同 上
20. 4	本人・家族 70 (外来・入院) 6歳未満 80 70歳以上 80	同 上	同 上	同 上
23. 4	同 上	同 上	自己負担額から共済組合給付額及び 2,000円を控除した額 (100円未満の場合を除く)	2,099円以内
25. 4	同 上	同 上	自己負担額から共済組合給付額及び 3,000円を控除した額 (100円未満の場合を除く)	3,099円以内
26. 2	同 上	自己負担額から、 25,000円を控除した額 (100円未満切捨)	同 上	同 上

(注) 年月は、診療年月を表している。

(2) 入院見舞金 (昭和39年度～)

この給付は互助会設立時からの給付で、当初は会員の入院の場合だけを対象としていましたが、昭和49年1月から被扶養者の場合にも給付するようになりました。

財政事情の悪化した昭和40年から1年半にわたり、一時支給停止の措置がとられています。

会員と被扶養者の給付額に差を設けておりましたが、平成9年度からは、一律、1

日につき 500円となりました。

入院見舞金の推移 (単位：円)

年月	会 員	被扶養者
S39. 4	入院 1 日につき100	
40. 4	支 給 停 止	
41. 10	入院 1 日につき100	
44. 4	” 150	
45. 4	” 200	
48. 4	” 300	
49. 1	” 300	
50. 4	” 700	” 500
59. 10	” 200	” 500
H 3. 4	” 300	” 500
9. 4	” 500	” 500

(3) 死亡弔慰金 (昭和39年度～)

この給付も互助会発足当初からの給付で、会員及び被扶養者の区分で給付していましたが、昭和49年1月から被扶養配偶者とその他の被扶養者の給付額に差を設けるようになりました。

その後、昭和50年4月に給付額を増額し、さらに平成2年4月に会員の給付額を増額しました。

死亡弔慰金の推移 (単位：円)

年月	会 員	被扶養配偶者	その他の被扶養者
S39. 4	10,000	5,000	
40. 4	5,000	2,500	
41. 10	10,000	5,000	
48. 4	50,000	20,000	
49. 1	100,000	50,000	20,000
50. 4	200,000	100,000	50,000
H 2. 4	250,000	100,000	50,000

(4) 結婚祝金（昭和39年度～）

会員の結婚に当たり、祝金として発足当初10,000円を給付しました。以後、給付額の改善を行い、平成4年度には在会年数により給付額に差を設けましたが、平成13年度には在会年数による給付額の差をなくし、一律50,000円としました。

なお、この結婚祝金は、共済組合に結婚手当金請求書を提出した会員は、自動で給付していましたが、平成27年度に共済組合の結婚手当金が廃止された際に、互助会へ請求書の提出が必要となりました。

結婚祝金の推移

年 月	給付額(円)
S39. 4	10,000
40. 4	5,000
41.10	10,000
48. 4	20,000
50. 4	30,000

年 月	給付額(円)
H 4. 4	在会2年未満 30,000
	在会2年以上 50,000
12. 4	在会2年未満 40,000
	在会2年以上 50,000
13. 4	一 律 50,000

(5) 退会給付金（昭和40年度～平成14年度）

昭和40年度から、会員が退会したときに在会1月につき100円を「退職資金」として給付することになり、同額を給付に充てるため積み立てるようになりました。

この積立金を原資として、昭和41年8月から無担保、無保証の「生活資金貸付」を開始し、昭和51年には共済組合の住宅貸付申込者に対する「つなぎ融資貸付」を開始しました。

昭和56年には、名称を退職資金から「退会給付金」に変更し、昭和58年には、この事業と貸付事業に係る経理を特別会計とし、一般会計と区分して資金管理を行うことになりました。

しかし、医療保険制度の改正等により共済組合の自己負担限度額が徐々に引き上げられ、最終的に20,000円まで引き上げられることが確定していたため、平成14年度に理事・評議員で構成する委員による「医療費補助金に関する懇談会」を設置し検討した結果、「退会給付金」の積立事業を14年度末で廃止し、退会給付金積立相当分を「医療費補助金」など給付事業に充当させることとし、翌15年度、全会員に加入年数に応じた積立金を給付し、退会給付金積立経理は廃止しました。それに伴い、貸付事業の運用資金は一般会計からの借入金をもって充てることになりました。

退会給付金の推移

積立廃止時(14年度末)の給付額

年 月	積立金額(円)	積立期間(月)	加入時期	積立金給付額(円)
S40. 4	月額 100	24	S40. 4月以前	165,750
42. 4	〃 150	24	45. 4	157,350
44. 4	〃 200	57	50. 4	144,600
49. 1	〃 250	27	55. 4	124,800
51. 4	〃 300	24	60. 4	100,800
53. 4	〃 400	156	H 5. 4	60,000
H3. 4~14. 3	〃 500	144	10. 4	30,000

(6) 無給付者褒賞金(昭和42年1月～)

会員が1年間給付を受けなかったときに褒賞金1,000円を給付する形で始められた給付で、昭和49年に、引き続き3年間褒賞金の給付を受けた会員には、さらに、特別褒賞品3,000円相当品を贈ることになりました。

そして、昭和52年度にこの2つの給付事業を廃止し、3事業年度間にわたり健康検査補助、人間ドック検診補助及び施設利用補助以外の給付を受けなかった会員に「無給付者褒賞品」として10,000円相当の図書カードを贈呈する形に改められました。

平成2年度には、期間を1事業年度間に、給付金額を3,000円に改めましたが、経過措置として、3事業年度間にわたり給付を受けなかった会員に10,000円相当品を、2事業年度間にわたり給付を受けなかった会員に5,000円相当品を給付しました。

平成21年度には給付金額を5,000円とし、平成26年度からは名称を「無給付者褒賞金」に改め、現金給付としました。

無給付者褒賞金(品)の推移

年 月	無給付者褒賞金(品)	特別褒賞品	褒賞金	備 考
S42. 1			1,000円	1年間給付を受けなかった会員
44. 4			2,000円	〃
49. 1			2,000/3,000円	給料月額10万円未満/10万円以上
49. 4		3,000円相当品	2,000/3,000円	引き続き3年間給付を受けなかった会員
52. 4	10,000円相当の 図書カード			3事業年度間給付を受けなかった会員
H 2. 4	3,000円 〃			給付要件1年度間無休付(経過措置有り)
3. 4	3,000円 〃			1事業年度間給付を受けなかった会員

H21. 4	5,000円 //			//
26. 4	5,000円			無給付者褒賞金へ名称変更

(7) 出産祝金・見舞金（昭和44年度～）

当初は「会員出産祝金」として会員のための給付でしたが昭和48年度に「出産祝金」と名称を改め、配偶者にも給付するようになりました。

平成15年度には共済組合の出産費の支給対象範囲拡大に伴い、配偶者以外の被扶養者の出産も支給対象とし、平成16年度には給付額の差をなくし一律30,000円としました。

平成20年度には、給付条件に妊娠4カ月以上の流産・死産等も含まれることから、名称を「出産祝金・見舞金」に改め、さらに、平成21年度には、給付額を35,000円としました。

出産祝金・見舞金の推移

(単位：円)

年月	会員	被扶養配偶者	被扶養者
S44. 4	5,000	/	/
48. 4	10,000		
49. 1	20,000	10,000	/
50. 4	20,000		
H 4. 4	30,000	20,000	
15. 4	30,000	20,000	
16. 4	30,000		
21. 4	35,000		

(8) 傷病見舞金（昭和44年度～昭和57年度）

会員が傷病のため無給休職になり、共済組合の傷病手当金の給付が打ち切られたとき、その翌月から復職又は退職した月まで月額5,000円を給付する形で始められ、徐々に給付額が引き上げられましたが、給付対象者数が少ないこともあり、この事業は、昭和57年度で廃止しました。

傷病見舞金の推移

年月	金額(円)	備考
S44. 4	月額 5,000	
49. 1	// 10,000	

S50. 4	〃 20,000	
52. 4	〃 30,000	昭和57年度限りで廃止

(9) 退職慰労金（昭和48年度～）

会員が、20年以上勤続して退職したとき、又は、勸奨退職したときに、15,000円相当の記念品を贈る「退職慰労品」は、制定当初、昭和48年3月31日付けの退職者についても適用されました。

昭和52年4月に給付条件が「3年以上在会して退職したとき」と改められ、また、平成6年4月に互助会設立30周年を契機として在会年数が30年以上の会員を対象とした規定が設けられましたが、いずれの場合にも、制定当初と同様にその年の3月31日付けの退職者についても適用されました。

その後、平成12年度から在会年数が長い会員を慰労するという意味合いから、在会年数10年未満の給付を廃止し、在会年数10年以上20年未満の給付は定年による退職に限定しましたが、平成16年度には、再度、在会10年以上の全退職者を対象とするよう改正しました。

当初、記念品は本人の希望により、デパート商品券、図書カード、J R東日本旅行のギフト券、青森県学校生活協同組合の商品券の中から選択しておりましたが、平成14年度からは選択方式をやめ、「全国共通ギフト券」を贈呈することとしました。

また、平成25年度からは名称を「退職慰労金」に改め、現金給付としました。

退職慰労金（品）の推移

年月	給付額	給付条件
S48. 4	15,000円相当品	20年以上勤続し退職したとき又は勸奨退職したとき
49. 1	20,000 〃	同上
52. 3	30,000円相当品 40,000円 〃 50,000円 〃	在会年数 3年以上5年未満で退職したとき 〃 5年以上10年未満 〃 〃 10年以上で退職したとき
59. 4	30,000円相当品	3年以上在会し退職したとき
H 3. 4	15,000円相当品 30,000円 〃 40,000円 〃	在会年数 3年以上10年未満で退職したとき 〃 10年以上20年未満 〃 〃 20年以上で退職したとき
6. 4	15,000円相当品 30,000円 〃 40,000円 〃 50,000円 〃	在会年数 3年以上10年未満で退職したとき 〃 10年以上20年未満 〃 〃 20年以上30年未満 〃 〃 30年以上で退職したとき

H12. 4	30,000円相当品	在会年数 10年以上20年未満で退職したとき (ただし、定年退職に限る)
	40,000円 "	" 20年以上30年未満で退職したとき
	50,000円 "	" 30年以上で退職したとき
16. 4	30,000円相当品	在会年数 10年以上20年未満で退職したとき
	40,000円 "	" 20年以上30年未満 "
	50,000円 "	" 30年以上で退職したとき
25. 4	30,000円	在会年数 10年以上20年未満で退職したとき
	40,000円	" 20年以上30年未満 "
	50,000円	" 30年以上で退職したとき

(10) 人間ドック検診補助（昭和48年度～昭和63年度）

県及び共済組合が実施する人間ドック受診者の自己負担金を給付する事業として昭和48年度に始まり、昭和54年度には「短期人間ドック」（従前の「人間ドック」いわゆる入院ドック）と「一日人間ドック」の2種類の検診事業が行われるようになり、一日人間ドックについても事業の対象となりました。

昭和56年度に、一日人間ドックは、検診に要する経費を委託先の病院等に直接支払う方式に改められ、会員はいわば現物給付を受ける形になったことから、昭和61年の財団法人化の際、「厚生事業」に区分しました。

平成元年度から、「人間ドック負担金補助」（給付事業）と「短期人間ドック検診」・「一日人間ドック検診」（厚生事業）として実施することとなったため、昭和63年度で廃止しました。

(11) 健康検査補助（昭和48年度～昭和55年度）

昭和48年度から、アンケート方式による簡便な健康診断法であるコンピュータドックが実施されこれに要する費用を「健康診断受診費」として互助会が負担しました。

翌49年度には、名称を「健康検査補助費」に変更しました。

昭和54年度から「一日人間ドック」が、また、昭和56年度から「婦人検診」が実施され、検診事業の充実が図られたことから昭和55年度で廃止しました。

健康検査補助の推移

年月	事業の対象者
S48. 4	40, 45, 50, 55歳の会員
49. 4	35, 40, 45, 50, 55, 60歳の会員

S52. 4	35、40、45歳の会員並びに50歳以上の会員及び被扶養配偶者
54. 4	35、40、45歳の会員並びに50、55、60歳の会員及び被扶養配偶者
55. 4	20、25、30、35歳の会員

(12) 災害見舞金（昭和49年1月～）

会員が水・火震災等の不可抗力によって現に居住している住居（家財を含む。）に災害を受け、共済組合の災害見舞金の給付を受けたときに、互助会からも見舞金を贈ることとして始められ、順次、金額を見直してきました。

災害見舞金の推移

年月	給付条件	金額(円)
S49. 1	① 住居が全焼(壊)したとき	200,000
	② 住居が半焼(壊)したとき	100,000
	③ 住居の1/3が焼失(壊滅)したとき	50,000
	④ 住居の床上に浸水したとき	10,000
50. 4	① 住居が全焼(壊)したとき	250,000
	② 住居が半焼(壊)したとき	150,000
	③ 住居の1/3が焼失(壊滅)したとき	100,000
	④ 住居の1/5以上1/3未満が焼失(壊滅)したとき	50,000
	⑤ 住居の床上に浸水したとき	20,000
62. 4	① 住居が全焼(壊)したとき	300,000
	② 住居が半焼(壊)したとき	200,000
	③ 住居の1/3以上が焼失(壊滅)したとき	150,000
	④ 住居の1/5以上1/3未満が焼失(壊滅)したとき	100,000
	⑤ 住居の床上に浸水したとき	50,000
H 3. 4	① 住居が全焼(壊)したとき	300,000
	② 住居が半焼(壊)したとき	200,000
	③ 住居の1/3以上が焼失(壊滅)したとき	150,000
	④ 住居の1/5以上1/3未満が焼失(壊滅)したとき	100,000
	⑤ 住居の床上浸水が30cm以上のとき	100,000
	⑥ 住居の床上浸水が30cm未満のとき	50,000

H25. 4	① 住居及び家財が全焼(壊)したとき	300,000
	② 住居及び家財が半焼(壊)したとき	200,000
	③ 住居又は家財の1/3以上が焼失(壊滅)したとき	150,000
	④ 住居の床上浸水が30cm以上のとき	100,000

(13) 銀婚記念品 (昭和49年度～平成11年度)

昭和49年度に「真珠婚記念品」(結婚満30年)として 8,000円相当の記念品を贈ることになり、翌50年度にはこれを「銀婚記念品」に改め、結婚後25年を迎えた会員に10,000円相当の記念品を贈ることになりました。このときの経過措置として、結婚後26年から30年を迎える会員にも記念品を贈っています。

共済組合においても同様の事業を実施しているため、平成12年度から共同で贈呈することとし、「共済組合保健事業助成」に統合し、共済組合に対し一括して助成することとなったため、平成11年度で廃止しました。

(14) 単身会員永年在会記念品 (昭和49年度～平成11年度)

被扶養者を有しない会員の掛金負担と給付の均衡を図るために始められた事業で互助会加入後10年又は20年を迎えたときに給付しており、給付品目は、デパート商品券、図書カード、JR東日本旅行のギフト券、青森県学校生活協同組合の商品券からの選択としていましたが、その後、各種の事業の新設等により均衡が図られたため、平成11年度で廃止しました。

単身会員永年在会記念品の推移

年月	給付額
S49. 4	10,000円相当品
52. 4	20,000円相当品

(15) 入学・卒業祝金 (昭和50年度～)

当初は、会員の被扶養者が義務教育諸学校へ入学したとき、「入学祝金」として10,000円を給付しました。

翌51年度には、高等学校へ入学したときも対象とし、平成3年度には、被扶養者として認定されていない子を持つ会員に対しても5,000円給付することとしました。

平成4年度には、「入学祝金」から「入学・卒業祝金」に名称を変更し、給付条件を「会員の子が義務教育諸学校及び高等学校(高等専門学校を含む。)に入学したとき」から「会員の子が義務教育諸学校に入学したとき及び中学校(中学部を含む。)を卒業したとき」に改めました。

平成14年度には被扶養者である子を10,000円から8,000円に減額し、さらに平成

15年度には、被扶養者でない子を5,000円から8,000円に増額し、給付額の格差をなくしました。

また、平成20年度には、他県互助団体の給付額の状況等を踏まえ、10,000円に増額しました。

なお、これまで、卒業に係る給付については、卒業した翌年度に給付していましたが、令和2年度から、卒業した年度に給付するよう給付時期を変更しました。

入学・卒業祝金の推移

年月	給付内容	給付額(円)
S 50. 4	会員の被扶養者が小・中へ入学	10,000
51. 4	会員の被扶養者が小・中・高へ入学	10,000
H 3. 4	〃 会員の被扶養者でない子が小・中・高へ入学	10,000 5,000
4. 4	会員の被扶養者が小・中へ入学、中を卒業 会員の被扶養者でない子が小・中へ入学、中を卒業	10,000 5,000
14. 4	〃 〃	8,000 5,000
15. 4	〃 〃	8,000 〃
20. 4	〃 〃	10,000 〃

(16) へき地通院費補助（昭和54年12月～平成14年度）

へき地学校（準へき地・特地を含む）に勤務し、居住する会員又はその被扶養者が疾病等により交通機関を利用し医療機関に通院した場合に助成するもので、昭和54年12月から試行という形で実施されました。会員が通院し片道600円を超える場合を対象とし、当初は、往復1,200円・年1回を限度として給付するものでしたが翌55年4月には回数が年2回になり、同年10月には被扶養者が通院した場合も給付対象とし回数も1人当たり年6回までとなりました。

当初は、給付対象となる通院先を所轄の教育事務所管内に所在する医療機関に限定していましたが、昭和56年10月からこの制限を撤廃し、どこの医療機関に通院した場合にも給付するよう改めました。

昭和58年度から、定款に定める事業として本格的に施行するようになりました。

その後、給付限度額及び給付回数の改正がありましたが、へき地学校を取り巻く環境が事業開始当時と比べ非常に改善されたため、平成14年度で廃止しました。

へき地通院費の推移

年月	給付額	給付回数	備考
S54. 12	往復1,200円	年1回	会員のみ
55. 4	〃	年2回	
55. 10	〃	年6回	被扶養者追加
56. 10	往復1,600円を限度とする通院費の実費	〃	通院先の制限撤廃
57. 4	〃	年8回	
59. 4	〃	年12回	
61. 4	往復2,000円を限度とする通院費の実費	〃	
63. 4	〃	年15回	
H元. 4	往復2,400円を限度とする通院費の実費	〃	
4. 4	往復3,000円を限度とする通院費の実費	〃	
12. 4	往復2,000円を限度とする通院費の実費	〃	
14. 4	〃	〃	対象校の制限

(17) 婦人健診補助（昭和56年度～昭和63年度）

昭和56年度から、30歳以上の女子会員を対象に、子宮・乳・直腸ガンの検査費用を医療機関に直接支払う「婦人健診補助」を実施しました。

「人間ドック検診補助」と同様、昭和61年の財団法人化の際、「厚生事業」に区分し、昭和63年度まで実施しました。

(18) 付添看護料補助（昭和58年度～平成11年度）

昭和58年4月から、会員・被扶養者が傷病のため医療機関に入院し、医師の指示によって付添看護人を雇用し、その賃金を支払ったときに給付する付添看護料補助を実施しました。

付添看護は、平成8年4月の健康保険法改正により、一部の医療機関以外は原則的に廃止されたため、平成11年度で廃止しました。

付添看護料補助の推移

年度	基準看護承認医療機関		その他の医療機関		給付日数
	給付要件	給付額	給付要件	給付額	
S58	賃金が1日2,000円以上のとき	2,000円			20日間

S59	賃金が1日4,000円以上のとき	4,000円			30日間
60	〃	〃	賃金支払額から共済組合又は老人保健法による給付額を控除して得た額が1日につき1,000円を超えるとき	1,000円	〃
61	〃	〃	〃	〃	40日間
62	〃	〃	〃	〃	60日間
63	賃金が1日4,600円以上のとき	4,600円	〃	〃	〃
H元	〃	〃	〃	〃	70日間
2	〃	〃	〃	〃	80日間
4	賃金が1日4,600円以上8,000円未満のとき 賃金が1日8,000円以上のとき	4,600円 5,000円	〃	〃	〃
8	付添看護が認められる医療機関に入院し、付添看護人を雇用した場合、賃金支払額から共済組合又は老人保健法による給付額を控除して得た額が1日につき1,000円を超えるとき			〃	〃

※ 給付額は、入院1日当たりの額である。

(19) 供花料（昭和61年度～平成元年度）

現職の教職員が死亡した場合に花輪をおくり弔慰を表すことになり、昭和61年度は予備費からの支出で対応しましたが、翌62年度には「供花料」の給付を設けました。

その後、共済組合の保健（厚生）事業として「弔慰供花」が行われることになったため、は平成元年度で廃止しました。

(20) 育児給付金（昭和63年度～平成6年度）

学校に勤務する女性会員のうち、「育児休業法」適用以外の女性会員が出産休暇後引き続き30日以上保育欠勤したときに20,000円を給付する「保育給付金」として始められました。

給付額は、平成2年度に30,000円に増額され、さらに、平成3年度に互助会及び

共済組合の掛金相当額を給付するよう改定しました。また、3年度には、「出産休暇後も引き続き30日以上保育欠勤したとき」を「出産休暇後も引き続き保育欠勤したとき」と規定を改め、30日未満の保育欠勤の場合も給付対象としました。

平成4年度には、育児休業の実施に伴い、「育児給付金」と名称を改め、子が1歳に達する日までの間給付を行うようになりました。

また、平成5年度には、育児休業期間中の会員について互助会掛金を免除するよう改正したことに伴い、共済組合掛金相当額を給付するよう改めましたが、平成7年度から共済組合掛金も免除になったことに伴い、平成6年度で廃止しました。

育児給付金の推移

年度	給付内容
S63	20,000円（1回限りの定額支給）
H 2	30,000円（ ” ）
3	互助会及び共済組合の掛金相当額
5	共済組合の掛金相当額

(21) 人間ドック負担金補助（平成元年度～平成11年度）

平成元年度から、短期人間ドックの自己負担金10,000円を受診者本人に給付する事業として実施しましたが、平成12年度から事業を共同で実施している共済組合に一括して助成する「共済組合保健事業助成」（厚生事業）として実施することになったため、平成11年度で廃止しました。

(22) 新加入者記念品（平成2年度～平成11年度）

平成2年度から、新たに互助会に加入した場合に2,000円相当の図書カードを贈呈しており、平成7年度からは3,000円に増額されましたが、平成11年度で廃止しました。

(23) 妊婦支援補助（平成5年度～）

平成5年度から、会員が妊娠4カ月（85日）以降に妊婦健診を受けたとき、その費用の一部を助成するため、「妊婦健診補助」として1回の妊娠につき10,000円を給付することとしました。

平成8年度に15,000円に、平成9年度には20,000円に増額し、さらに平成19年度には30,000円に増額し、現在に至っております。（給付額の推移は、下表のとおり）

平成22年度には、妊婦健診のみではなく妊娠から出産までの必要経費の負担軽減を図り支援するという事業主旨を明確にするため、名称を「妊婦支援補助」に改め

ました。

また、平成28年度には、給付対象を「会員」から「会員又は被扶養者」へ拡大しました。

妊婦支援補助の推移

年度	給付内容
H 5	10,000円（会員）
8	15,000（〃）
9	20,000（〃）
19	30,000（〃）
28	30,000（会員又は被扶養者）

(24) リフレッシュ助成（平成6年度～）

平成6年度の互助会設立30周年を契機として、リフレッシュのために活用していただくよう、在会30年に達する会員に15,000円を給付する事業を新設しました。

平成7年度に20,000円に増額し、さらに在会20年に達する会員に対しても10,000円給付することとし、経過措置として在会21～29年の会員に対して10,000円給付しました。

平成8年度以降、給付要件及び金額に変動もなく現在に至っております。

(25) 介護給付金（平成7年7月～平成28年度）

会員が配偶者等を介護するため介護休暇の承認を受け休暇を取得したとき、介護休暇期間中、1日につき給料日額の100分の60に相当する額を給付していました。

平成11年4月1日の雇用保険法、地方公務員等共済組合法の改正により、共済組合に同様の「介護休業手当金」が導入されたことに伴い、当該支給額を控除して給付しましたが、共済組合の支給率が互助会の支給額を上回ったことから、平成28年度で廃止しました。

(26) 遺児給付金（平成19年4月～）

平成19年度から、死亡した会員の被扶養者のうち、その年度に満18歳以下の子がいるとき、1人につき250,000円を給付することとしました。

令和5年度から給付対象者を「満18歳以下の子」から「満18歳以下の被扶養者」に拡大しました。

(27) 育児支援金（令和4年度～）

令和4年度から、男性の育児休業取得率の向上の一助となるよう、会員が5日

以上の育児休業を取得し、かつ、5日経過したときに、20,000円を給付することとしました。

3 厚生事業

(1) 施設利用補助（昭和49年1月～）

昭和49年1月から、会員又はその被扶養者が共済組合の浅虫保養所「帰帆荘」に宿泊したとき、1泊につき500円を補助したのにはじまり、現在は、指定宿泊施設が、県内9施設、県外8施設となり、補助額は1泊につき1,000円となっています。

「帰帆荘」の補助額は徐々に増額し、平成21年度から金・土曜日利用は1,500円、日～木曜日利用は2,500円でしたが、平成28年3月で「帰帆荘」の営業が終了し指定宿泊施設から外れたため、互助会の補助も終了しました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、指定宿泊施設が休館や閉館したことから、令和2年度途中から、指定宿泊施設以外の宿泊施設に宿泊した場合も補助対象（会員一人につき年度内3,000円を限度）とし、実施しています。

なお、現職会員又は被扶養者の他、退職した元会員（定年又は勧奨による退職者及び当該退職時の被扶養配偶者を含む。）に対し、「指定宿泊施設特別利用者証」を配付し補助していましたが、平成28年度末で廃止しました。

指定施設及び補助件数の推移（5年毎）

年 度		S48年度	53年度	58年度	63年度	H 5年度	10年度
指 定 施設数	県内	1	13	17	20	25	25
	県外		1	10	13	16	18
補 助 件 数		1,641	11,954	16,365	19,489	15,994	12,425

年 度		H15年度	20年度	25年度	30年度	R 5年度
指 定 施設数	県内	24	20	17	13	9
	県外	17	14	12	9	8
補 助 件 数		11,838	10,200	6,093	1,444	5,205

(2) 短期人間ドック検診、一日人間ドック検診（平成元年度～平成4年度）

これまで実施していた「人間ドック検診補助」（22ページ 給付事業（10））を、平成元年度から、厚生事業の「短期人間ドック検診」、「一日人間ドック健診」に改め検診に要する経費を委託先の病院等に直接支払うこととしました。

平成5年度から、検診に要する費用を医療機関ではなく、共済組合へ助成することとしたため、平成4年度で廃止しました。

(3) 女子成人病検診（平成元年度～平成4年度）

昭和56年度から実施していた「婦人健診補助」（26ページ 給付事業（17））を昭和62年度から「厚生事業」に分類し、平成元年度からは、「女子成人病検診」に名称変更し、検診に要する経費を委託先の病院等に直接支払うこととしました。

上記(2)同様、平成5年度から、検診に要する費用を医療機関ではなく、共済組合へ助成することとしたため、平成4年度で廃止しました。

(4) 検診事業助成（平成5年度～平成6年度）

平成5年度から、上記(2)と(3)を統合し「検診事業助成」として、互助会負担分の検診費用について、病院等に直接支払うのではなく、共済組合に助成する方式に改正しました。（「女子成人病検診」は、平成6年度から「レディース検診」に名称変更）

(5) 健康管理事業委託（昭和56年度～平成6年度）

昭和56年度から共済組合に事業委託して実施していたもので、事業内容は、健康管理研修会・健康管理講座・精神保健講座の開催、健康カレンダーの配布、健康ビデオの貸出（平成4年度から）、健康ファイルの配布（平成6年度から）などで、本県教職員の健康の保持・増進のための啓発事業という性格をもっていました。

平成7年度から「検診事業助成」と「健康管理事業委託」の2つを統合し「健康管理事業助成」として健康管理に係る助成事業を一本化し、共済組合に助成することになったため、平成6年度で廃止しました。

(6) 教職員レクリエーション助成（平成4年度～平成13年度）

県が主催し、共済組合が共催し実施している「教職員レクリエーション」事業に対し、互助会においても会員の福祉の増進と親睦を図ることを目的に、会員1人につき300円を助成しました。

平成12年度から200円に減額し、また、平成13年度からは県も助成しなくなったことにより、平成13年度で廃止しました。

(7) 健康管理事業助成（平成7年度～平成11年度）

「検診事業助成」と「健康管理事業委託」の2つを統合し、「健康管理事業助成」として健康管理に係る助成事業を一本化し、共済組合に助成しました。

平成12年度から、「共済組合保健事業助成」に統合されました。

(8) 生活設計・スポーツ事業助成（平成9年度～平成11年度）

共済組合が実施しているニューライフ・ナイスライフセミナー、親子スポーツ教室の事業について、互助会員も参加対象とするため、事業経費の一部を共済組合に対して助成することとしました。

平成12年度から、「共済組合保健事業助成」に統合されました。

(9) 共済組合保健事業助成（平成12年度～平成20年度）

「健康管理事業助成」・「生活設計・スポーツ事業助成」・「人間ドック負担金補助」・「銀婚記念品」等、共済組合が実施している事業又は共同で実施している事業を統合し、平成12年度から、共済組合に一括して助成することとしました。

(10) 共済組合健診事業助成（平成21年度～平成27年度）

共済組合が実施する健診事業に限定して助成することとなったため、「共済組合保健事業助成」を名称変更し、共済組合に一括して助成していましたが、健診事業の実施方法変更に伴い、平成27年度で廃止しました。

(11) 会員クラブ借上（昭和48年度～平成23年度）

会員の福利厚生の上を期するため、昭和48年度に共済組合浅虫保養所「帰帆荘」と契約を結び会員クラブを設置し、教職員の室内レクリエーションの利用に供しました。

会員又は被扶養者は、無料で休憩・入浴などに利用していましたが、平成23年度で廃止しました。

(12) 舞台芸術公演事業（平成7年度～平成21年度）

平成6年度の互助会設立30周年記念事業を契機に実施した舞台芸術公演は、会員とその家族並びに県民に優れた舞台芸術公演を鑑賞する機会を提供するため、平成7年度に新設された事業で、平成10年度からは公立文化施設の実施する舞台芸術公演の入場券を互助会が買い取り、廉価で斡旋する方法に変更しました。

平成22年度から「芸術鑑賞補助事業」と統合して実施しています。

(13) 芸術鑑賞補助事業（平成20年度～）

会員が美術等の鑑賞を通して心身のリフレッシュ及び教養を高めるため、県立美術館の年間パスポート（メンバーシッププログラム会員券）を購入したとき、料金の半額を補助することとしました。

平成22年度から「舞台芸術公演事業」と統合し、年間パスポートの補助の他に、県内の公立文化施設が実施する舞台芸術公演チケットの斡旋、及び博物館等の特別展チケットの配付を行う事業となりました。

なお、県立美術館の年間パスポートへの補助は平成 23年度で廃止して、舞台芸術公演チケットの斡旋公演数を増やすこととし、平成31年度からは、博物館等の特別展チケットの利用率向上のため、「配付」から「斡旋」に変更しました。

(14) 健康管理支援事業（平成18年度・平成21年度）

会員の生活習慣病を改善するための健康推進啓発用品（アルコールセンサー）を購入し、会員に廉価で斡旋しました。

(15) スポーツ観戦補助事業（平成29年度～）

会員に、スポーツに親しむ機会を提供するため、県内のプロスポーツチーム（青森ワッツ等）の観戦チケットを斡旋することとしました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、斡旋することが難しくなったため、令和2年度から、会員又は被扶養者がスポーツを観戦後に観戦チケットの半券を添付して請求書を提出する方式（チケット単価の半額（2,000円）を限度に、会員一人につき、年度内6,000円を限度）として実施しています。

(16) ドック負担金補助事業（令和3年度～）

健康の保持増進を図る会員の負担軽減のため、令和3年度から会員が、共済組合等が実施する宿泊ドック、一日ドックを受診したとき、自己負担金の一部を補助することとしました。

補助額は、宿泊ドックは10,000円、一日ドックは3,000円とし、会員の最終的な自己負担は5,000円になりました。

また、当初は、会員がドック受診後に互助会に請求書を提出していましたが、令和5年度から、共済組合から受診者データの提供を受け、自動給付としました。

(17) 予防接種負担金補助事業（令和3年度～）

令和3年度から、会員がインフルエンザ予防接種を受け自己負担したとき、1,000円を補助することとしています。

4 貸付事業

昭和40年4月から会員の退会時に「退職資金」を給付することになり、給付に充てるための積立てを行い、この積立金を原資として、生活資金貸付（昭和41年8月から）つなぎ融資貸付（昭和51年4月から）及び特別貸付（昭和60年6月から）の3種類の貸付事業を実施しています。

昭和56年に退職資金は「退会給付金」と名称が変更になり、昭和58年にこの積立金に係る経理は特別会計として一般会計から分離されましたが、平成14年度末の「退会給付金」積立事業廃止に伴い、翌15年度からは一般会計からの借入金を原資としました。

また、平成25年度の一般財団法人移行後は、法人会計からの借入金 150,000千円を原資として実施しており、令和5年度末現在の会員への貸付残高は、生活資金貸付が28,777千円となっています。

(1) 生活資金貸付（昭和41年8月～）

会員が臨時に資金を必要とするときの貸付で、貸付額については、会員の要望を取り入れて増額を図っており、平成4年度以降変動はありませんでした。公益法人制度改革に伴い、一般財団法人へ移行する場合、貸金業法の適用を受ける可能性があったため平成22年4月から生活資金貸付の新規貸付（借替を含む。）を休止しましたが、その後、一般財団法人への貸金業法適用除外が明確となったため、平成25年6月から新規貸付を再開しました。

また、手数料率については、平成25年7月償還分から手数料率を年2.72%へ引き下げ、平成30年4月には、共済組合の貸付金利率が下がったことから、会員の利便性向上のため、共済組合と同率の年1.32%へ引き下げました。さらに、令和4年4月からは、貸金業法適用除外の要件である特例基準割合の引き下げに伴い、年0.9%に引き下げました。

令和5年度に会員に実施した「互助会の事業内容等に関するアンケート」の結果等を踏まえ、利用率の低迷や、手数料収入の減、他団体でも貸付事業を実施していることを鑑み、令和6年6月で新規貸付を終了しました。

生活資金貸付の推移

年月	貸付額	手数料率	据置期間	借入限度
S41. 8	2・3・4・5万円	年6%	1か月	
48. 4	10万円	〃	〃	一人2口まで
52. 4	〃	〃	〃	一人3口まで
63. 4	10・20・30・40万円	年5.76%	〃	一人1口
H 4. 4	10・20・30・40・50万円	〃	なし	〃

H 8. 4	〃	年4.8%	〃	〃
13. 6	〃	年3.6%	〃	〃
25. 7	〃	年2.72%	〃	〃
30. 4	〃	年1.32%	〃	〃
R 4. 4	〃	年0.9%	〃	〃

以上のほか、昭和58年6月に「生活資金貸付要綱の特例に関する要綱」を定め、「緊急生活資金」として1人10万円を年2%という低い手数料率で貸付しました。この貸付は、会員でない教職員も特例的に貸付対象としたもので、貸付対象者17,011人のうち54.1%に当たる9,206人が利用しました。

この貸付に係る業務は青森県教育厚生会に委託し、償還については24か月据置の36か月償還としました。

貸付原資 920,600千円については銀行から借り入れし、この借入金に係る利子補給金として県から総額188,867千円の補助を受けました。

(2) つなぎ融資貸付（昭和51年度～）

昭和51年度から始められたこの貸付は、共済組合の住宅貸付けの貸付決定を受けた会員が、共済組合から貸付金を受け取るまでの間につなぎ資金を必要とする場合に貸付を行うもので、償還方法は、共済組合から貸付金を受領した時点で元利金を一括償還するというものでした。

平成2年度には、高額医療貸付け以外のすべての貸付を対象とし、限度額も共済組合の貸付決定額まで引き上げ、共済組合貸付金の受領を互助会理事長に委任する形で元金の償還を行うなど、会員が利用しやすいように改善を図りました。

平成14年度には、高額医療貸付けに加えて特別貸付け、また、平成16年度には、出産貸付けを対象外とし実施しております。

手数料率は、平成30年度から年1.32%、令和4年度から年0.9%と、生活資金貸付と同率とすることで会員の利便性の向上に努めましたが、生活資金貸付同様、令和6年6月で新規貸付を終了しました。

つなぎ融資貸付の推移

年月	給付条件	手数料率
S51. 4	共済組合貸付決定額の2分の1以内の額(10万円単位)	年6%
52. 4	〃 3分の2 〃 〃	〃
63. 4	〃 〃 〃 〃	年5.76%
H 2. 4	共済組合貸付決定額(未償還元利金を除いた送金額)	年3%

H30. 4	〃	〃	〃	〃	年1.32%
R 4. 4	〃	〃	〃	〃	年0.9%

(3) 特別貸付

昭和58年6月の緊急生活資金貸付に引き続き、昭和60年6月には特別貸付を実施し、1人当たり10万円又は20万円のいずれかを無利子で貸付しました。

償還については、1年間据え置きの上、2年間は期末・勤勉手当支給時（6月・12月）に償還し、その後は24か月の償還としました。

貸付実績は、10万円口が387人、20万円口が9,889人の計10,276人で、貸付金総額は2,016,500千円にのびりました。

なお、この貸付に係る事務については、緊急生活資金貸付の場合と同様に、青森県教育厚生会に委託しました。

貸付原資 2,016,500千円については銀行から借り入れし、この借入金に係る利子補給金として県から総額388,450千円の補助を受けました。

このほか、平成3年9月の台風第19号により被害を受け、共済組合の災害貸付けを申し込んだ会員でその限度額(120万円)を超える資金を必要とする会員に、共済組合に準じた内容の特別貸付を実施しました。

貸付限度額は、120万円（10万円単位）、手数料率は年4.8%、償還回数は110回で、借受人数は10人でした。この貸付は、平成13年1月で償還を完了しています。

また、平成25年7月には、県職員の給料減額支給措置に伴い、会員が臨時に資金を必要とする場合に対応するための特別貸付を実施しました。

1人につき10万円、手数料率は年1.0%、償還回数は20回で、借受人数は113人でした。平成26年4月から償還を開始し、平成27年11月で終了しました。

5 教育・文化事業

昭和61年の法人化により、公益事業の充実、発展に努めることが義務づけられたことから、教育・文化事業を公益事業として実施してきました。

平成25年度に一般財団法人へ移行した際「公益目的支出計画」に従い公益目的事業を実施しなければならなくなったことから、これまで実施してきた事業のうち、「図書館図書贈呈」・「芸術文化奨励」・「学校図書贈呈」の3つを公益目的事業としました。

令和6年度現在は、5つの教育・文化事業を行っています。

(1) 厚生文化事業補助（昭和49年度～）

昭和49年度から、青森県教育厚生会が行う厚生文化事業（教美展、文芸誌の発行、福祉事業等）に要する経費の一部を助成しています。

平成22年度以降は、参加者が自己負担すべき昼食代や事務局職員旅費等を補助対象経費から除外し、補助金が少額な事業に対しては補助しないこととしました。

また、厚生文化事業の規模縮小に伴い、互助会の補助額も減っていることから、令和6年度をもって補助を終了することとなっています。

助成（予算）額の推移（単位：千円）

年 度	金 額	年 度	金 額
S 49年度～	2,000	H 9年度	5,000
50年度	2,500	10年度～	4,000
51年度～	2,880	13年度	3,900
55年度～	3,380	14年度	4,000
62年度～	3,600	15年度	3,480
H 2年度～	4,000	16年度～	3,000
4年度	7,000	22年度～	2,500
5年度～	4,000	25年度～	1,500
8年度	4,300	27年度～	1,350

※1. 平成4年度は、厚生会創立60周年記念事業のため、300万円増額して助成。

※2. 平成9年度は、厚生会改組50周年・創立65周年記念事業のため、70万円増額して助成。

※3. 平成11年度、15年度、25年度、27年度、30年度、令和2年度、4年度及び5年度は、返納が生じたため、予算額と決算額が異なっている。

(2) 図書館図書贈呈（昭和61年度～）

昭和61年度に県立図書館へ「図書購入補助費」として100万円相当の図書を贈呈し、翌62年度からは名称を「図書館図書贈呈費」に改め、引き続き児童用図書を贈

呈しています。

県立図書館では、互助会から寄贈された図書を「互助会文庫」として整備し、学校や市町村立図書館などに配本して児童生徒等の利用に供しており、平成6年度から市町村協力用図書としてより多くの冊数を貸出す方式に改めたことに伴い、新しい事業が円滑に実施できるよう、6年度に限り300万円相当の図書を贈呈しました。

贈呈額は、翌7年度から200万円、平成14年度から100万円に減額しましたが、平成22年度から、子どもの読書活動推進を支援するための図書を贈呈することとし、市町村協力用図書と合わせて200万円としました。さらに、県立図書館から、贈呈した図書の更新や破損分の補充が必要との要望があったため、令和4年度から300万円としました。

贈呈額の推移（単位：千円）

年度	S61年度～	H5年度	6年度	7年度～	14年度～	22年度～	R4年度～
金額	1,000	5,000	3,000	2,000	1,000	2,000	3,000

※ 平成5年度は、県立図書館新館の開館に合わせ、増額して贈呈した。

(3) へき地校図書贈呈（昭和62年度～平成22年度）

昭和62年度から、へき地校（小・中学校）に対し、図書を贈呈していました。

事業開始当初は、3級以上のへき地校（小・中学校）に3万円としていましたが、その後会員の要望に応え、平成13年度から2級以上のへき地校（小・中学校）に対象校を拡大し、また、平成14年度からは贈呈額を5万円に増額しました。

さらに平成17年度には、「2級以上のへき地小・中学校及び1級のへき地校で複式学級のある小・中学校」に対象校を拡大し、平成18年度から贈呈額を6万円に引き上げました。

なお、平成23年度に「学校図書贈呈事業」が創設されたことに伴い、平成22年度限りで廃止となりました。

贈呈校数の推移

年度	S62年度	63年度	H 2年度	3年度	4年度	6年度
学校数	23校	24校	20校	21校	20校	19校
年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
学校数	18校	18校	18校	16校	16校	14校
年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
学校数	44校	40校	36校	35校	66校	66校
年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
学校数	53校	43校	39校	55校		

(4) 芸術文化奨励（平成3年度～）

平成3年度から、児童生徒に音楽や演劇を鑑賞する機会を提供するため学校等で開催される「青少年巡回小劇場」に要する経費の一部を助成し（1公演10万円×30校）参加する青少年の負担軽減を図ってきました。

平成15年度から、青少年の文化活動を支援するため、青森県高等学校文化連盟・青森県中学校文化連盟に補助金を交付しており、助成金額は各団体50万円となっています。

(5) 教育・文化活動支援（平成19年度～平成21年度）

教育・文化活動のため、公立学校共済組合浅虫保養所「帰帆荘」を、日曜日（月曜日が祝日の場合は除く。）から木曜日までの間に宿泊利用したとき、1泊につき2,400円を補助しました。（平成21年度は2,500円補助）

- ① 県内の小中学生の校外学習（県立美術館や郷土館などの見学）における利用及び各種文化・スポーツ大会に参加する際の利用
 - ② P T Aや子ども会など、社会教育（体育）関係団体の研修会等における利用
- この事業は、利用実績が少なかったことから、平成21年度で廃止しました。

(6) 学校図書贈呈（平成23年度～）

県内の公立小中学校の図書充実を支援するため、県内の公立小中学校に5万円分の図書カードを贈呈することとしました。

対象校498校には、平成23年度から平成26年度までの4か年の年次計画に基づき、全ての学校に贈呈することができました。

なお、この事業は、当初、平成26年度で終了予定でしたが、平成27年度以降も引き続き4年に1回の割合で贈呈することとなり、令和4年度からは、公益目的支出計画の実施期間短縮のため、贈呈機会を「毎年」に拡充し、令和5年度からは、県立特別支援学校の小・中学部にも贈呈することとしました。

(7) 教育振興事業補助（平成28年度～）

平成28年度から、「あおり教育の日」推進協議会が実施している「あおり教育の日」制定等の諸活動が、県民の教育に対する関心を高め、家庭や地域の教育ということを県民一人一人が考える機会として期待されることから、「あおり教育の日」推進協議会の事業等に要する経費に補助金を交付する「教育振興事業補助」を実施しています。

6 代位返還事業

(1) 旅費代位返還事業（平成9年度～16年度）

旅費の不適正な予算執行により県に生じた損失を一元的に処理するため、教育委員会返還会会員から返還負担金を一括徴収し代位返還しました。

一括徴収が困難な会員に対し、金融機関から原資を借受け、返還特別貸付金を貸付けしてきましたが、平成16年6月30日に償還完了となりました。

(2) 食糧費等代位返還事業（平成9年度～15年度）

食糧費等の不適正な予算執行により県に生じた損失を一元的に処理するため、教育委員会返還会会員から徴収した返還掛金及び金融機関からの借入金をもって代位返還しました。

金融機関からの借入金は、教育委員会職員返還会会員からの返還掛金を徴収し返済してきましたが、平成15年7月31日に返済完了となりました。

第 2 部

資 料 編

1 青森県教職員互助会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この会は、教職員の相互救済により、その生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、青森県教職員互助会という。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、青森県教育庁内に置く。

(事 業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1 家族療養費補助金の給付
- 2 死亡弔慰金の給付
- 3 入院見舞金の給付
- 4 結婚祝金の給付
- 5 前各号のほか、会員の福利増進に必要な事業で、理事会が認めたもの。

第2章 会 員

(会員の範囲)

第5条 次に掲げる者は、この会の会員となることができる。

- 1 公立学校共済組合青森支部（以下「共済組合支部」という。）の組合員
- 2 理事長が適当と認めた者

(資格の取得)

第6条 会員の資格は、第1回の掛金を納入した月の初めから取得する。

(資格の喪失等)

第7条 会員は、次の各号の1に該当したときは、その翌月から会員の資格を失う。

- 1 死亡したとき
- 2 第5条の規定に該当しなくなったとき
- 2 会員が退会を希望するときは、理事長に届け出て理事会の承認を得なければならない。

(権 利)

第8条 会員は、次の権利を有する。

- 1 給付を受ける権利
- 2 この会の施設を利用する権利
- 3 会計帳簿を閲覧する権利

(義 務)

第9条 会員は、次の義務を負う。

- 1 定款並びに理事会及び評議員会の決定に服する義務

2 掛金を納入する義務

(権利の譲渡禁止)

第10条 会員の給付を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

(会員の期間計算)

第11条 会員である期間計算は、月をもって基準とする。

(被扶養者の範囲)

第12条 この定款で被扶養者とは、公立学校共済組合青森支部が被扶養者として認定した者とする。

第3章 給付

(給付の種類等)

第13条 給付の種類、条件及び額は、次の表のとおりとする。

給付種類	給付条件	給付額
家族療養費補助金	会員の扶養家族が疾病又は負傷によって療養を受けたとき	共済組合の給付する家族療養費の額から同付加金を控除した額の百分の百
死亡弔慰金	会員が死亡したとき 被扶養者が死亡したとき	10,000円 5,000円
結婚祝金	会員が結婚したとき	10,000円
入院見舞金	会員が医療機関に入院したとき	入院一日につき 100円

(給付の請求支払)

第14条 給付金の支払は、会員又は会員であった者若しくはその遺族の請求に基づいて行なう。

ただし、共済組合支部から共済組合の給付を受けた者については、その支給の基礎となつた書類をもってこれに代えることができる。

- 2 前項に定める遺族の請求順位は、会員の死亡当時主として会員の収入によって生計を維持していた者で、配偶者、子(年長順)、父母、孫(年長順)、祖父母及び、その葬祭を行なう者とする。ただし、会員であった者が、死亡前に特別の意志表示をしたときは、この限りでない。

(給付の制限)

第15条 本会設立当初からの会員及び新規採用等により第5条第1号の規定に該当すると同時に会員となつた者以外の者は、加入後6カ月を経過した月から給付を開始する。

(給付の返還)

第16条 理事長は、給付を受けるべき者が、次の各号の1に該当するときは、給付金の一部又は全部を返還させることができる。

- 1 故意に給付の原因を生じさせたとき
- 2 給付の請求に関し不正の事実があつたとき
- 3 掛金納入の義務を履行しないとき

(権利の消滅)

第17条 給付を受ける権利は、その原因である事実が発生した日から2年以内に請求しな

ければ、権利は消滅する。

第4章 役員及び職員

(役員)

第18条 この会に次の役員を置く。

- 1 理事長 1人
- 2 副理事長 1人
- 3 常務理事 1人
- 4 理事 12人
- 5 監事 3人

2 理事長は、公立学校共済組合青森支部長をもってこれに充てる。

3 副理事長及び常務理事は、理事長が指名する。

4 前2項以外の理事及び監事は、評議員会において選出する。

(役員の職務)

第19条 理事長は、この会を代表し、会務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行なう。

3 常務理事は、理事長の命をうけて、この会の業務を掌理する。

4 理事は、理事会を組織し、業務の重要事項を審議する。

5 監事は、業務および、会計を監査する。

(役員の任期)

第20条 役員(理事長を除く。)の任期は2年とする。ただし、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(役員費用弁償)

第21条 役員は、互助会の職務のために要した費用は、実費弁償を受けることができる。

(理事会の運営)

第22条 理事会は、この会の執行機関であって、理事長、副理事長、常務理事及びその他の理事で構成し必要に応じて理事長が随時招集し、理事長はその議長となる。

2 理事会は、定款及び評議員会の決定に基づいて会務を執行しなければならない。

(理事長の専決処分)

第23条 理事長は、理事会において行なうべきことで急施を要し、理事会を招集する暇がないと認めるときは、これを専決することができる。

2 理事長は、前項の規定により専決した事項を次の理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第24条 この会に事務局を置き、次の職員を置く。

- 1 事務長
- 2 その他の職員

2 事務長は、常務理事を補佐してこの会の事務を処理する。

3 その他の職員は、事務長の指揮を受けて、事務に従事する。

- 4 職員の任免は、理事長がこれを行ない、任免、給与、懲戒、服務その他身分取扱に関しては、別に定めるもののほか、青森県教育庁職員の例による。

第5章 評議員会

(評議員会)

第25条 この会に評議員を置く。

- 2 評議員の定数は、37名とする。
- 3 評議員は、次の表に定める者とする。

区 分	選出方法	定数
小 学 校	小学校長会により各教育事務所毎に3人 (ただし、下北教育事務所管内は2人) 選出された者	17人
中 学 校	中学校長会により各教育事務所毎に2人 (ただし、下北教育事務所管内は1人) 選出された者	11人
高等学校(盲ろう学校含む)	高等学校長協会により選出された者	6人
教育庁(本庁)	各課長の協議により選出された者	1人
教育事務所	各教育事務所長の協議により選出された者	1人
その他の所属所	各所属所長の協議により選出された者	1人
	計	37人

- 4 評議員の任期は2年とする。ただし、後任者が就任するまではなおその職務を行なう。

(評議員会の運営)

第26条 評議員会は、この会の議決機関であって、評議員で構成し、毎年1回、理事長が招集する。

- 2 評議員会は、理事長が必要と認めるとき、監事2人以上、評議員3分の1以上又は会員の10分の1以上から要求のあったときは、臨時に招集しなければならない。
- 3 評議員会は、在任評議員の2分の1以上の出席によって成立し、議事は出席議員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 評議員会が成立しないときは、理事長は1週間以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会の議長は、その都度評議員の互選により選出するものとする。

(評議員会の招集方法)

第27条 評議員会は、開催1週間前に、会議の目的を示した文書で各評議員あて通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(評議員会の審議の事項)

第28条 評議員会は、次の事項を審議決定する。

- 1 定款及びこれに基づく諸規則の制定と改廃
- 2 毎事業年度の予算及び決算
- 3 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
- 2 評議員会は、前項の権限の一部を理事会に委任することができる。

第6章 掛 金

(掛 金)

第29条 会員は毎月掛金として給料月額千分の13（その額に端数がある場合は、円位未満を切り捨てた額とする。）を納入するものとする。

(掛金の算定)

第30条 会員が負担すべき掛金は、毎月の初日（月の初日以外の日には会員の資格を取得した者に係るその月の掛金については、その会員の資格を取得した日）における当該会員の給料を標準として算定する。

2 欠勤、休職その他の理由により会員の給料の全部又は一部が支給されない場合においても前項に規定する掛金の基礎となるべき給料は、これを減額しないで算定する。

第7章 財 務

(予 算)

第31条 この会の収入及び支出は、すべて予算に計上しなければならない。

(財 源)

第32条 この会の経費は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- 1 会員の掛金
- 2 県の補助金
- 3 その他の収入

(監 査)

第33条 監事は、毎年度少なくとも1回会計帳簿を監査しなければならない。

2 監事は、監査の結果を理事長に報告し必要と認めるときは適切な措置を講ずるよう申し入れることができる。

(会計年度)

第34条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(決 算)

第35条 前年度の決算は、毎年5月31日までに終了しなければならない。

(財産管理)

第36条 この会の財産管理に関する事項は、評議員会の議決を経て別に定める。

第8章 雑 則

(解 散)

第37条 この会は、会員総数の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。（解散精算）

第38条 この会が解散した場合、精算の結果、残余財産を生じたときは、会員の最終掛金額に比例して会員に分配するものとする。

(施行事項)

第39条 この定款の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この定款は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 この会の設立当初の理事及び監事は、第18条第4項の規定にかかわらず、理事については設立発起人があたるものとし、監事については、小学校長会、中学校長会及び高等学校長協会から推薦された者とする。なお、その任期は第20条の規定にかかわらず昭和40年3月31日までとする。
- 3 この会の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第28条第1項第2号の規定にかかわらず設立発起人の定めるところによる。
- 4 昭和39年4月2日から昭和39年7月31日までに会員となった者（新採用等により会員となった者を除く。）は第15条に規定する本会設立当初からの会員とみなす。

2 財団法人青森県教職員互助会設立趣意書

青森県教職員互助会は、昭和39年4月1日に設立され、今日まで、本県教育の振興発展のために、地方公務員法に定める福利厚生制度と相まって、教職員とその家族に対し、福利厚生に関する各種の事業を実施し、教職員が安心して職務に専念できるよう、生活の安定と福祉の向上を図り、公務能率の向上に寄与してきたところであります。

しかしながら、今日、わが国の社会情勢は、高度経済成長期から安定成長期に入り、さらには高齢化、国際化、情報化等の時代へと大きく変貌しつつあります。

このような社会変化の中で、これまで求められてきた「物」の豊かさから「心」の豊かさを求める方向に変わってきており、県民は、進んで教育・文化に触れ、その活動に参加するなど、自己向上に務め充実した人生を築こうとする気運が醸成されつつあります。

県民のこのような生活意識の変化にともない、県等は、広くその機会を県民に提供し、その要請にこたえる施策を進めてきたところでありますが、青森県教職員互助会においても、これらの状況をふまえ、今後、教育的・文化的公益事業を行い、もって本県教育・文化の振興発展に寄与していく必要があります。

現在、当互助会は、県条例に基づく団体ではありますが、法人格がないため、法律行為、資産の運用、管理等の面で完璧を期することが困難な状況になりつつあります。

今後、事業の拡充発展を図るためには、法的に明確な責任団体とすることが必要であります。

よって、当互助会を公益法人に改組し、財団法人青森県教職員互助会として発足させ、当互助会の資産を継承し、適正な管理と責任のある体制を確立し、県民の教育・文化の振興発展並びに福祉の向上に寄与するとともに、会員の一層の福利厚生の増進と県教育行政の能率的な運営に資するものであります。

昭和61年10月7日

設立代表者

青森県教職員互助会

理事長 本間 茂夫

3 財団法人青森県教職員互助会寄附行為

昭和61年11月1日制定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人青森県教職員互助会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を、青森県青森市新町2丁目3番1号青森県教育庁職員福利課内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、青森県民の自発的な教育・文化の活動を支援するとともに、公立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上を図り、もって青森県における教育文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育・文化の向上に関する事業
- (2) 教職員等の福利厚生に関する事業
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ青森県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債・公債その他確実な有価証券等に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度以前に理事長が編成し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、第1項の事業計画、又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第11条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後2か月以内に理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 役員、評議員及び職員

(役員の種類及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 23人(うち理事長1人、副理事長1人、常務理事1人)

(2) 監事 3人

2 理事長は、青森県教育委員会教育長の職にある者をもって充てる。

3 副理事長は、青森県教育庁職員福利課担当の教育次長の職にある者をもって充てる。

4 常務理事は、青森県教育庁職員福利課長の職にある者をもって充てる。

5 その他の理事及び監事は、財団法人青森県教職員互助会運営規則(以下「運営規則」という。)で定める選出方法で選出された者を理事長が委嘱する。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、会務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員(理事長、副理事長、常務理事を除く。)の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任を妨げない。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(役員に対する報酬)

第16条 役員は、無報酬とする。ただし、その任務のために要した費用について、実費弁償を受けることができる。

(評議員の選任)

第17条 この法人に評議員を置く。

2 評議員の定数は、37人とする。

3 評議員は、運営規則で定める選出方法で選出された者を理事長が委嘱する。

(評議員の職務)

第18条 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定める職務を行う。

(評議員の任期)

第19条 評議員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(評議員に対する報酬)

第20条 評議員は、無報酬とする。ただし、その任務のために要した費用について、実費弁償を受けることができる。

(事務局及び職員)

第21条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け必要な職員を置く。

2 職員の任免は、理事長が行う。

3 事務局及び職員に関する事項は、運営規則で定める。

第4章 会 員

(会 員)

第22条 この法人に会員を置く。

2 会員の資格その他会員に関し必要な事項は、運営規則で定める。

第5章 会 議

(会議の種類)

第23条 会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の構成)

第24条 理事会は理事をもって、評議員会は評議員をもって構成する。

(理事会の権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決し、執行する。

- (1) 寄附行為に基づく運営規則の制定及び改廃
- (2) 重要な財産の取得及び処分、若しくは重大な義務の負担
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(評議員会の権能)

第26条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議し、理事会に対し意見を述べることができる。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 重要な財産の取得及び処分、若しくは重大な義務の負担
- (4) 寄附行為に基づく運営規則の制定及び改廃
- (5) その他この法人の運営に関する重要な事項

(会議の招集)

第27条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき又は、理事の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

2 評議員会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき又は評議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はすみやかに評議員会を招集しなければならない。

(会議の議長)

第28条 理事会の議長は、理事長があたる。

2 評議員会の議長は、その都度評議員の互選により選出する。

(会議の定足数)

第29条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第30条 会議の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事又は出席評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事又は、評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事若しくは評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(専決処分)

第32条 理事長は、理事会において議決すべき事項で、緊急を要し、理事会を招集するいとまがないと認めたときは、これを専決処分することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(議事録)

第33条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事又は評議員の現在数
- (3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には、議長及び出席した理事又は評議員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、かつ教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、かつ教育委員会の許可があったときは解散する。

2 解散の時に存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経て、教育委員会の許可を得て、青森県又はこの法人に類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第7章 補 則

(委 任)

第36条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て規則で定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、教育委員会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第2項から第5項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず昭和62年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の評議員は、第17条第3項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は第19条第1項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項及び第26条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。
- 5 この法人の設立の初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず設立許可のあった日から、昭和62年3月31日までとする。
- 6 この法人は、昭和39年4月1日に設立された青森県教職員互助会の有する権利、義務一切を継承する。
- 7 この法人設立の際、現に青森県教職員互助会の会員である者については、引き続きこの法人の会員になるものとする。
- 8 この法人設立の際、現に青森県教職員互助会の職員である者については、引き続きこの法人の職員になるものとする。

附 則

この寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

4 財団法人青森県教職員互助会運営規則

昭和61年10月7日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、財団法人青森県教職員互助会寄附行為（以下「寄附行為」という。）第13条第5項、第17条第3項、第21条第3項、第22条第2項及び第36条の規定に基づき、財団法人青森県教職員互助会（以下「互助会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 事業

(事業の種類)

第2条 寄附行為第4条に掲げる事業の種類は、次のとおりとする。

(1) 教育・文化の向上に関する事業

- ア 社会教育施設等に対する助成事業
- イ その他必要な事業

(2) 福利厚生に関する事業

- ア 給付事業
 - (ア) 医療費補助金
 - (イ) 入院見舞金
 - (ウ) 死亡弔慰金
 - (エ) 災害見舞金
 - (オ) 結婚祝金
 - (カ) 出産祝金・見舞金
 - (キ) 入学・卒業祝金
 - (ク) 無給付者褒賞品
 - (ケ) 退職慰労品
 - (コ) 妊婦支援補助
 - (サ) リフレッシュ助成
 - (シ) 介護給付金
 - (ス) 遺児給付金
 - (セ) その他給付事業
- イ 厚生事業
 - (ア) 共済組合健診事業助成
 - (イ) 施設利用補助
 - (ウ) 芸術鑑賞補助事業
 - (エ) その他厚生事業

(3) 貸付事業

- ア 生活資金貸付
- イ つなぎ融資貸付
- ウ その他必要な事業

(4) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第3条 この法人に会員を置く。

2 会員になることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 公立学校共済組合青森支部（以下「共済組合支部」という。）の組合員。ただし、任意継続組合員を除く。
- (2) 財団法人青森県教職員互助会事務局の職員
- (3) 理事長が適当と認めた者

(会員の資格の取得)

第4条 会員の資格は、加入申込書が受理された日の属する月の初日から取得する。ただし、月の初日以外の日以前に前条第2項各号の要件を具備した者の加入申込書が当該月内に受理された場合は、要件を具備した日からとする。

(会員の資格の喪失)

第5条 会員は、次の各号の1に該当したときは、その翌日から会員の資格を失う。

- (1) 死亡したとき
- (2) 第3条第2項に掲げる組合員等でなくなったとき
- (3) 退会したとき

2 この会を退会する者は、理事長に退会届出書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(会員の権利)

第6条 会員は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 給付を受ける権利
- (2) 貸付けを受ける権利（任用期間が1年以内の者は除く。）
- (3) この会の施設を利用する権利
- (4) 互助会の行う事業に参加する権利

(会員の義務)

第7条 会員は、次の義務を負う。

- (1) この法人の寄附行為、規則、諸規程及び機関決定に服する義務
- (2) 掛金を納入する義務

2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づく、育児休業の承認を受けた会員に係る前項第2号の義務は、同号の規定にかかわらず、その育児休業の承認された日の前日の属する月の翌月から当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで免除する。

3 地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない会員に係る同条第1項第2号の義務は、同号の規定にかかわらず、その無給休職となった日の前日の属する月の翌月から終了する日の翌日の属する月の前月まで免除する。

(給付の権利の譲渡禁止等)

第8条 会員の給付を受ける権利は、他人に譲渡し、又は、担保に供することはできない。

(会員期間の計算)

第9条 会員である期間の計算は、会員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

第4章 役員及び評議員の選出

(役員を選出)

第10条 寄附行為第13条第5項に規定する役員（理事長、副理事長、常務理事を除く。）の選出は、次の表により行うものとする。

役員の種別	選出方法	選出人員
理事 (20人)	青森県小学校長会の推薦	3人
	青森県中学校長会の推薦	3人
	青森県高等学校長協会の推薦	2人
	青森県小中学校教頭会の推薦	1人
	青森県教育庁（本庁）の各課長の協議による推薦	1人
	教育事務所の各所長の協議による推薦	1人
	青森県教職員組合の推薦	5人
	青森県高等学校・障害児学校教職員組合の推薦	2人
監事 (3人)	日教組青森県教職員組合の推薦	2人
	青森県小学校長会、青森県中学校長会及び青森県高等学校長協会の協議による推薦	2人
	会員以外の者で理事長が適当と認めるもの	1人

(評議員を選出)

第11条 寄附行為第17条第3項に規定する評議員の選出は、次の表により行うものとする。

選出区分	選出方法	選出人員
校長会 (17人)	青森県小学校長会の推薦	6人
	青森県中学校長会の推薦	6人
	青森県高等学校長協会の推薦	5人
教頭会 (2人)	青森県小中学校教頭会の推薦	1人
	青森県高等学校教頭・副校長会の推薦	1人
教員 (管理職を除く) (8人)	青森県都市教育長協議会の推薦	3人
	青森県町村教育長協議会の推薦	3人
	青森県教育庁教職員課長による推薦	1人
	青森県教育庁学校教育課長による推薦	1人
事務職員 (2人)	青森県公立学校事務長会による推薦	1人
	青森県学校事務研究協議会の推薦	1人
職員組合 (6人)	青森県教職員組合の推薦	3人
	青森県高等学校・障害児学校教職員組合の推薦	2人
	日教組青森県教職員組合の推薦	1人
教育庁 (2人)	青森県教育庁（本庁）の各課長の協議による推薦	1人
	教育関係機関（学校を除く）の所属長の協議による推薦	1人

第5章 給付及び貸付け

(給付及び貸付けの条件等)

第12条 第2条に規定する給付及び貸付けの額並びに条件等については、理事長が別に定める。

第6章 掛金

(掛金)

第13条 会員は、会員の資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の前日の属する月までの各月ごとに掛金を納入しなければならない。

2 前項の掛金の月額、給料の月額(調整額及び教職調整額を支給される職員にあっては、その額を加算した額、(以下「給料の月額」という。))に1000分の7を乗じて得た額とする。

(掛金の算定)

第14条 前条の掛金額算定の基礎となるべき給料の月額は、毎月の初日(月の初日以外の日に会員の資格を取得した者に係るその月の掛金については、その会員の資格を取得した日)における当該会員の給料を標準として算定する。

2 欠勤、休職その他の理由により会員の給料の全部又は一部が支給されない場合においても前項に規定する掛金の基礎となるべき給料は、これを減額しないで算定する。

(掛金の返還等)

第15条 会員がその資格を喪失した場合において、過払込掛金があるときはこれを返還し、未払込掛金があるときは給付金より控除することができる。

第7章 会計

(会計区分)

第16条 互助会の会計は、一般会計と特別会計とし、次の経理ごとに区分し、経理しなければならない。

(1) 一般会計

ア 一般経理

(2) 特別会計

ア 貸付経理

2 経理について必要な事項は、理事長が別に定める。

第8章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第17条 互助会の事務を処理するため、事務局に次の職員を置くことができる。

(1) 事務局長

(2) 事務局次長

(3) 副参事

(4) 総括主幹

(5) 主幹

(6) 総括主査

(7) 主査

(8) 主事

(9) 技師

(10) その他職員

- 2 事務局長は、常務理事を補佐して、互助会の事務を整理する。
- 3 事務局次長は、上司の命を受け、事務局長を補佐して、互助会の事務を処理する。
- 4 副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事務を処理する。
- 5 総括主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事務を処理する。
- 6 主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務に従事する。
- 7 総括主査は、上司の命を受け、特に重要な事務に従事する。
- 8 主査は、上司の命を受け、重要な事務に従事する。
- 9 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 10 技師は、上司の命を受け、技術に従事する。
- 11 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(職員の服務等)

第18条 職員の服務・給与・勤務時間その他の勤務条件等については、青森県教育庁職員の例による。

(その他)

第19条 その他事務局の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第9章 費用弁償

(費用弁償)

第20条 役員及び評議員は、その職務を行うために要した費用の弁償を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償の支給については、別に定めるもののほか青森県教育庁職員の例による。

第10章 補則

(委任)

第21条 この規則の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、青森県教育委員会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 会計区分については、第16条第1項の規定にかかわらず昭和62年3月31日までは、青森県教職員互助会の会計事務取扱いの例による。

附則

この改正は、平成元年4月1日より施行する。

附則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年3月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年5月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、施行日前に給付の原因が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 施行日前に育児休業の承認を受けた会員の施行日前の掛金の納入義務については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

5 一般財団法人青森県教職員互助会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人青森県教職員互助会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、青森県民の教育・文化の活動を支援することにより、青森県の教育・文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) この法人の会員に対する共済（事業の一部についてはその親族を対象とするものを含む。）・貸付事業等の福利厚生に関する事業
- (2) 教育・文化の向上に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公立学校共済組合青森支部に加入する組合員である教職員及び教育関係職員。ただし、任意継続組合員を除く。
- (2) この法人の事務局職員
- (3) その他、前各号に準ずるものとして理事会が承認した者

2 会員の資格・会費その他会員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類

を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 評議員

（評議員の設置）

第10条 この法人に、会員から選任される評議員7名以上11名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第6章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選により選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会において議事録署名人に指名された評議員は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上11名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び

財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

2 監事に対して、評議員会において別に定める役員の報酬等に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第8章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能そ

の他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局の設置等)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(委任)

第39条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は橋本 都、副理事長は中平雅夫、常務理事は三上盛一とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

成田哲観 伊藤博彦 永川信子 神 正信 工藤仁志 矢野久光
小鹿和男 工藤八千代 高橋鮮一 佐藤 宰 川村 進

5 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 橋本 都 中平雅夫 三上盛一 吉崎由美子 松川昌樹
三上 聡 工藤寿蔵 落合 守 和田 力 田村儀則
米谷隆宣
監事 柳谷順三 西村晴夫

別表 基本財産（第6条）

財産の種別	金 額
定期預金	3,000,000円

6 一般財団法人青森県教職員互助会運営規則

昭和61年10月7日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人青森県教職員互助会定款（以下「定款」という。）第5条第2項、第23条第3項及び第39条の規定に基づき、一般財団法人青森県教職員互助会（以下「この法人」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 事業

(事業の種類)

第2条 定款第4条に掲げる事業の種類は、次のとおりとする。

(1) 福利厚生に関する事業

ア 給付事業

- (ア) 医療費補助金
- (イ) 入院見舞金
- (ウ) 死亡弔慰金
- (エ) 災害見舞金
- (オ) 結婚祝金
- (カ) 出産祝金・見舞金
- (キ) 入学・卒業祝金
- (ク) 無給付者褒賞金
- (ケ) 退職慰労金
- (コ) 妊婦支援補助
- (サ) リフレッシュ助成
- (シ) 遺児給付金
- (ス) 育児支援金
- (セ) その他給付事業

イ 厚生事業

- (ア) 施設利用補助
- (イ) 芸術鑑賞補助事業
- (ウ) スポーツ観戦補助事業
- (エ) ドック負担金補助事業
- (オ) 予防接種負担金補助事業
- (カ) その他厚生事業

(2) 貸付事業

- ア 生活資金貸付
- イ つなぎ融資貸付
- ウ その他必要な事業

(3) 教育・文化の向上に関する事業

- ア 社会教育施設等に対する助成事業
- イ その他必要な事業

(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第3条 この法人に会員を置く。

2 会員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 公立学校共済組合青森支部に加入する組合員である教職員及び教育関係職員。ただし、任意継続組合員を除く。

(2) この法人の事務局職員

(3) その他、前各号に準ずるものとして理事会が承認した者

(会員の資格の取得)

第4条 会員の資格は、加入申込書が受理された日の属する月の初日から取得する。ただし、月の初日以外の日に前条第2項各号の要件を具備した者の加入申込書が当該月内に受理された場合は、要件を具備した日からとする。

(会員の資格の喪失)

第5条 会員は、次の各号の1に該当したときは、その翌日から会員の資格を失う。

(1) 死亡したとき

(2) 第3条第2項に掲げる者でなくなったとき

(3) 退会したとき

2 この会を退会する者は、理事長に退会届を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(会員の権利)

第6条 会員は、次に掲げる権利を有する。

(1) 給付を受ける権利

(2) 貸付けを受ける権利

(3) この会が指定した施設を利用する権利

(4) この会の行う事業に参加する権利

(会員の義務)

第7条 会員は、次の義務を負う。

(1) この法人の定款、規則、諸規程及び機関決定に服する義務

(2) 掛金を納入する義務

2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づく、育児休業の承認を受けた会員に係る前項第2号の義務は、同号の規定にかかわらず、その育児休業を開始した日の前日の属する月の翌月から当該育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで免除する。

3 地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当する職員のうち、給与の支給を受けていない会員に係る同条第1項第2号の義務は、同号の規定にかかわらず、その無給休職となった日の前日の属する月の翌月から終了する日の翌日の属する月の前月まで免除する。

4 前項の規定は、第3条第2項第2号及び第3号の会員にも適用する。

(給付の権利の譲渡禁止等)

第8条 会員の給付を受ける権利は、他人に譲渡し、又は、担保に供することはできない。

(会員期間の計算)

第9条 会員である期間の計算は、会員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

第4章 掛 金

(掛金)

第10条 会員は、会員の資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の前日の属する月までの各月ごとに掛金を納入しなければならない。

2 前項の掛金は、給料の月額（教職調整額を支給される者にあつては、その額を加算した額（以下「給料の月額」という。））に1000分の7を乗じて得た額とする。ただし、円未満の端数は切り捨てる。

（掛金の算定）

第11条 前条の掛金額算定の基礎となるべき給料の月額は、毎月の初日（月の初日以外の日）に会員の資格を取得した者に係るその月の掛金については、その会員の資格を取得した日）における当該会員の給料を標準として算定する。

2 欠勤、休職その他の理由により、会員の給料の全部又は一部が支給されない場合においても前項に規定する掛金の基礎となるべき給料は、これを減額しないで算定する。

（掛金の返還等）

第12条 会員がその資格を喪失した場合において、過払込掛金があるときはこれを返還し、未払込掛金があるときは給付金より控除することができる。

第5章 評議員及び役員の選任

（評議員の選任）

第13条 定款第11条第1項に規定する評議員の選任は、次の表により評議員会において行うものとする。

	区 分	人員
評 議 員 (11名)	青森県小学校長会の推薦	1名
	青森県中学校長会の推薦	1名
	青森県高等学校長協会の推薦	2名
	青森県小学校長会又は青森県中学校長会の推薦（教員の職にある者）	1名
	青森県高等学校長協会の推薦（教員の職にある者）	1名
	青森県教職員組合の推薦	1名
	青森県高等学校・障害児学校教職員組合の推薦	1名
	日教組青森県教職員組合の推薦	1名
	青森県教育庁（本庁）の課長の職にある者	1名
	教育関係機関（学校を除く）の所属長の職にある者	1名

（役員の選任）

第14条 定款第22条第1項に規定する役員の選任は、次の表により評議員会において行うものとする。

	区 分	人員
理 事 (11名)	青森県教育委員会教育長の職にある者	1名
	青森県教育庁職員福利課担当の教育次長の職にある者	1名
	青森県教育庁職員福利課長の職にある者	1名
	青森県小学校長会の推薦	1名
	青森県中学校長会の推薦	1名
	青森県高等学校長協会の推薦	1名
	青森県公立学校事務長会による推薦	1名
	青森県学校事務研究協議会の推薦	1名
	青森県教職員組合の推薦	1名
	青森県高等学校・障害児学校教職員組合の推薦	1名
	日教組青森県教職員組合の推薦	1名
監事(2名)	公認会計士又は税理士の資格を有する者	2名

- 2 定款第22条第2項に定める理事長は、理事の中から、青森県教育委員会教育長の職にある者とし、理事会の決議において選定することとする。
- 3 定款第22条第2項に定める副理事長は、理事の中から、青森県教育庁職員福利課担当の教育次長の職にある者とし、理事会の決議において選定することとする。
- 4 定款第22条第2項に定める常務理事は、理事の中から、青森県教育庁職員福利課長の職にある者とし、理事会の決議において選定することとする。

第6章 評議員会

(評議員会の定足数)

第15条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(招集の通知)

第16条 理事長は、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第18条 理事が、評議員の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第7章 役員及び理事会

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、その業務を執行し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、その業務を執行するとともに、この法人の目的である具体的事業活動に関与し、事務局を総括する。

(理事会の定足数)

第21条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(決議事項)

第23条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 重要な業務執行に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 評議員会の招集等に関する事項
- (4) 重要な財産の処分及び譲受
- (5) その他法令又は定款で定められた事項

2 理事長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合においては、理事長は、次の理事会においてこれを報告し、承認を得なければならない。

(決議)

第24条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第25条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第26条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

第8章 給付及び貸付け

(給付及び貸付けの条件等)

第27条 第2条に規定する給付及び貸付けの額並びに条件等については、理事長が別に定める。

第9章 会計

(会計)

第28条 会計及び経理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第29条 この法人の事務を処理するため、事務局に次の職員を置くことができる。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 副参事
- (4) 総括主幹
- (5) 主幹
- (6) 主査
- (7) 主事
- (8) その他職員

2 事務局長は、常務理事を補佐して、互助会の事務を整理する。

- 3 事務局次長は、上司の命を受け、事務局長を補佐して、互助会の事務を処理する。
- 4 副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事務を処理する。

- 5 総括主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事務を処理する。
- 6 主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務に従事する。
- 7 主査は、上司の命を受け、重要な事務に従事する。
- 8 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 9 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(職員の服務等)

第30条 職員の服務・給与・勤務時間その他の勤務条件等については、青森県教育庁職員の例による。

- 2 職員の人事評価については、青森県教育庁職員の例による。

(その他)

第31条 その他事務局の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 費用弁償

(費用弁償)

第32条 評議員及び役員は、その職務を行うために要した費用の弁償を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償の支給については、別に定めるもののほか青森県教育庁職員の例による。

第12章 補則

(委任)

第33条 この規則の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、青森県教育委員会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 会計区分については、第16条第1項の規定にかかわらず昭和62年3月31日までは、青森県教職員互助会の会計事務取扱いの例による。

附則

この改正は、平成元年4月1日より施行する。

附則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成7年7月1日から適用する。

附則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成9年3月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年5月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、施行日前に給付の原因が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 施行日前に育児休業の承認を受けた会員の施行日前の掛金の納入義務については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、一般財団法人青森県教職員互助会の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の設立の登記日現在の評議員は、第13条の規定にかかわらず、定款附則第4に定めるとおりとする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、第14条の規定にかかわらず、定款附則第5に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

7 歴代役員一覧

年 度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度
理 事 長	岡 本 省 一	岡 本 省 一	岡 本 省 一	岡 本 省 一	岡 本 省 一
副 理 事 長	寒 川 英 希	寒 川 英 希	←寒 川 英 希 →小 室 悟 郎	小 室 悟 郎	小 室 悟 郎
常 務 理 事	藤 本 博	藤 本 博	藤 本 博	藤 本 博	松 本 又 三 郎
理 事	→秋 元 良 治 →市 川 英 一 井 畑 信 明 岩 谷 久 雄 →上 野 節 子 →小 川 清 吉 小 木 喬 櫛 引 富 士 雄 →柴 田 文 男 渋 谷 勲 神 保 杉 田 貞 作 →杉 山 敏 千 葉 正 実 野 月 松 夫 平 川 清 →藤 田 ノ ブ →三 浦 孝 徳 山 内 太 郎	秋 元 良 治 市 川 英 一 岩 谷 久 雄 →宇 津 宮 新 小 木 喬 越 谷 政 一 沢 田 温 子 柴 田 文 男 渋 谷 勲 神 保 杉 田 貞 作 杉 山 敏 →丹 内 正 一 千 葉 平 策 千 葉 正 実 野 月 松 夫 平 川 清 三 浦 孝 徳 三 上 明 子 山 内 太 郎	秋 元 良 治 市 川 英 一 岩 谷 久 雄 宇 津 宮 新 小 木 喬 越 谷 政 一 沢 田 温 子 柴 田 文 男 渋 谷 勲 庄 司 初 郎 神 保 杉 田 貞 作 杉 山 敏 杉 山 敏 →丹 内 正 一 丹 内 正 一 千 葉 平 策 千 葉 正 実 西 塚 喜 久 美 野 月 松 夫 平 川 清 三 浦 孝 徳	秋 元 良 治 市 川 英 一 宇 津 宮 新 →北 山 長 雄 越 谷 政 一 今 田 照 雄 →佐 藤 勝 見 沢 田 温 子 庄 司 初 郎 神 保 ←杉 田 貞 作 杉 山 敏 ←丹 内 正 一 ←千 葉 平 策 千 葉 正 実 →附 田 得 夫 →永 沢 英 蔵 →奈 良 清 栄 西 塚 喜 久 美 野 月 松 夫 平 川 清 ←山 下 喜 一 →若 木 実	市 川 英 一 →市 田 正 治 宇 津 宮 新 太 田 巖 柿 崎 素 弘 北 山 長 雄 黒 滝 典 信 越 谷 政 一 佐 藤 勝 見 神 保 杉 山 敏 千 葉 正 実 永 沢 英 蔵 奈 良 清 栄 野 月 松 夫 →藤 沢 徹 男 三 上 明 子 山 内 昭 七 山 下 喜 一 若 木 実
監 事	柴 谷 良 逸 山 辺 將 二 郎 渡 辺 文 一	→塩 谷 謙 三 山 辺 將 二 郎 渡 辺 文 一	塩 谷 謙 三 山 辺 將 二 郎 渡 辺 文 一	塩 谷 謙 三 山 辺 將 二 郎 渡 辺 文 一	塩 谷 謙 三 山 辺 將 二 郎 渡 辺 文 一

注 「→」は任期が年度途中からの役員、「←」は任期が年度途中までの役員である。

会議開催月日	7月 2日 8月24日 10月19日 11月16日 1月18日 2月20日	6月18日 3月25日	7月11日 10月28日 3月18日	8月 2日 11月18日 3月22日	11月18日 3月18日
--------	---	-------------	-----------------------	-----------------------	--------------

昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度
岡本省一	岡本省一	平川清	平川清	平川清	平川清
小室悟郎	浪貝一良	浪貝一良	浪貝一良	小笠原一夫	小笠原一夫
松本又三郎	松本又三郎	佐川圭吾	神登美	神登美	坪田精四郎
市川英一 →蝦名俊吉 太田巖 →大谷誠蔵 柿崎素弘 →菊池正 →工藤祐 黒滝典信 越谷政一 ←佐藤勝見 ←神保 杉山敏 →高谷佐武郎 →田川弘道 千葉正実 永沢英蔵 →根岸善蔵 ←野月松夫 →福田吉弥 三上明子 宮本祐幸 盛田尚志 ←山下喜一 →吉田正美	市川英一 蝦名俊吉 太田巖 大谷誠蔵 柿崎素弘 →川村敏昭 菊池正 工藤祐 黒滝典信 越谷政一 杉山敏 高谷佐武郎 千葉正実 永沢英蔵 根岸善蔵 福田吉弥 三上明子 宮本祐幸 盛田尚志 吉田正美	秋元良治 今村貞蔵 蝦名俊吉 大沢正四郎 小田切明和 小野正文 川村敏昭 黒滝典信 越谷政一 佐々木明直 沢田温子 塩谷謙三 柴田文男 根岸善蔵 長谷川方 二ッ森重志 前田兼太郎 宮本祐幸 宮本祐幸 横浜正大 吉田正美	秋元良治 蝦名俊吉 大沢正四郎 奥崎多三郎 小田切明和 小野正文 黒滝典信 越谷政一 佐々木明直 沢田温子 柴田文男 奈良陸奥比古 長谷川方 二ッ森重志 前田兼太郎 三上吉司 宮本祐幸 山下喜一 横浜正大 吉田正美	秋元良治 猪股日出男 大沢正四郎 奥崎多三郎 小田切明和 木村文俊 黒滝典信 越谷政一 佐々木明直 沢田温子 柴田文男 神精次郎 高橋晃武 高松一郎 沼宮内秀夫 長谷川方 二ッ森重志 三上吉司 宮本祐幸 横浜正大	伊東良一 猪股日出男 大沢正四郎 小田切明和 小野清八 木村文俊 佐々木明直 佐々木三男 沢田温子 柴田文男 神精次郎 鈴木太左エ門 鈴木忠雄 高松一郎 永沢英蔵 沼宮内秀夫 福士貞次郎 三上吉司 宮本祐幸 吉田麟
塩谷謙三 山辺将二郎 渡辺文一	塩谷謙三 山辺将二郎 渡辺文一	鎌田和夫 柴谷良逸 正井寛三	大屋正行 鎌田和夫 正井寛三	大屋正行 鎌田和夫 正井寛三	相川守 鎌田和夫 正井寛三

注 「→」印は任期が年度途中からの役員、「←」印は任期が年度途中までの役員である。

12月19日 3月23日	6月23日 3月22日	11月11日 3月30日	6月23日 3月19日	6月21日 11月16日 3月20日	6月24日 3月20日
--------------	-------------	--------------	-------------	-----------------------	-------------

昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度
平川 清	平川 清	平川 清	平川 清	平川 清	平川 清
堤 券一	堤 券一	戸館 康三	戸館 康三	神 登美	神 登美
長内 吉三郎	長内 吉三郎	長内 吉三郎	長内 吉三郎	小川 勝雄	小川 勝雄
伊東 良一	秋元 良治	秋元 良治	秋元 良治	秋山 正信	秋山 正信
猪股 日出男	伊東 良一	伊東 良一	秋山 正信	飯田 洋一	天内 行雄
大沢 正四郎	小山内 孝	井沼 潤之助	飯田 洋一	伊東 良一	飯田 洋一
小山内 孝	小田切 明和	小山内 孝	伊東 良一	井沼 潤之助	五十嵐 晋
小田切 明和	小野 清八	小田切 明和	井沼 潤之助	宇梶 操	伊東 良一
小野 清八	兼田 正	小野 清八	江利山 将一	江利山 将一	宇梶 操
桂畑 幸一	今 富雄	兼田 正	小田切 明和	小笠原 忠康	瓜田 昌一
木村 文俊	斎藤 唯美	今 富雄	兼田 正	小田切 明和	江利山 将一
工藤 淑夫	佐藤 ミドリ	今 睦夫	小鹿 隆平	兼田 正	小笠原 忠康
佐々木 三男	鈴木 忠雄	斎藤 唯美	後藤 高久	小鹿 隆平	小山内 道親
沢田 温子	田浦 眞知	佐藤 ミドリ	今 睦夫	後藤 高久	小田切 明和
柴田 文男	田頭 武弘	対馬 四郎	佐藤 ミドリ	佐藤 ミドリ	柏原 博
鈴木 忠雄	永沢 英蔵	苫米地 兼吉	田中 保	田中 保	北山 亮介
永沢 英蔵	沼宮内 秀夫	永沢 英蔵	対馬 四郎	対馬 四郎	土岐 満子
沼宮内 秀夫	福士 貞次郎	福士 貞次郎	苫米地 兼吉	永沢 英蔵	永沢 英蔵
福士 貞次郎	正井 寛三	正井 寛三	永沢 英蔵	正井 寛三	原田 順路
正井 寛三	宮本 祐幸	宮川 隆英	正井 寛三	宮川 隆英	宮川 隆英
三上 吉司	向井 宏治	宮本 祐幸	宮川 隆英	宮沢 銀蔵	宮沢 銀蔵
宮本 祐幸	村林 二郎	向井 宏治	宮本 祐幸	宮本 祐幸	宮本 祐幸
村林 二郎	山田 準次郎	村林 二郎	向井 宏治	向井 宏治	盛田 秀三
相川 守	久保 幸一	久保 幸一	野呂 一次	野呂 一次	有馬 正之
久保 幸一	後藤 高久	後藤 高久	原 俊夫	原 俊夫	奥崎 良一
藤田 伊右衛門	藤林 広太郎	藤林 広太郎	藤林 広太郎	藤林 広太郎	藤林 広太郎

6月27日 11月13日 2月26日	6月28日 12月7日 2月24日	6月29日 2月27日	6月26日 2月26日	6月30日 11月9日 2月27日	5月26日 9月16日 3月16日
-----------------------	----------------------	-------------	-------------	----------------------	----------------------

昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度
二ッ森 重 志	二ッ森 重 志	二ッ森 重 志	本 間 茂 夫	本 間 茂 夫	本 間 茂 夫
工 藤 村 治	工 藤 村 治	福 岡 幹 栄	福 岡 幹 栄	花 田 英 一	←花 田 英 一 →山 崎 五 郎
山 内 英 樹	野 呂 勝 蔵	野 呂 勝 蔵	原 田 弘	原 田 弘	原 田 弘
秋 山 正 信	秋 山 正 信	秋 山 正 信	秋 山 正 信	秋 山 正 信	飯 田 洋 一
天 内 行 雄	天 内 行 雄	天 内 行 雄	飯 田 洋 一	飯 田 洋 一	五十嵐 晋
飯 田 洋 一	飯 田 洋 一	飯 田 洋 一	五十嵐 晋	五十嵐 晋	伊 藤 功 一
五十嵐 晋	五十嵐 晋	五十嵐 晋	江利山 将 一	蝦 名 庸 一	蝦 名 庸 一
石 村 英三郎	石 村 英三郎	宇 梶 操	小笠原 美 徳	江利山 将 一	小笠原 美 徳
伊 東 良 一	伊 東 良 一	江利山 将 一	小田切 明 和	太 田 卓	小田切 明 和
宇 梶 操	宇 梶 操	小田切 明 和	小 野 いく	小笠原 美 徳	小 野 いく
瓜 田 昌 一	瓜 田 昌 一	貝 瀬 瞭	貝 瀬 瞭	小田切 明 和	片 山 景 一
江利山 将 一	江利山 将 一	片 岡 維 新	片 岡 維 新	小 野 いく	幸 林 義 男
小山内 道 親	小田切 明 和	坂 本 滝 夫	工 藤 啓 助	貝 瀬 瞭	斎 藤 幸 雄
小田切 明 和	柏 原 博	白 戸 喜久蔵	黒 沼 利 三	黒 沼 利 三	新 保 秀 雄
柏 原 博	白 戸 喜久蔵	土 岐 満 子	幸 林 義 男	幸 林 義 男	田 村 雄 一
近 藤 正 春	土 岐 満 子	鳴 海 進	小 島 薫	坂 本 滝 夫	千 葉 健 一 郎
土 岐 満 子	原 田 順 路	野 呂 隆 昌	坂 本 滝 夫	佐々木 三津雄	奈 良 岡 辰 夫
永 沢 英 蔵	正 木 幹 雄	原 田 順 路	佐々木 三津雄	千 田 優 一	鳴 海 進
原 田 順 路	宮 川 隆 英	正 木 幹 雄	奈 良 岡 辰 夫	中 山 茂 晴	新 岡 武 信
正 木 幹 雄	宮 沢 銀 蔵	松 本 良 一	鳴 海 進	奈 良 岡 辰 夫	榎 猛 夫
宮 沢 銀 蔵	宮 本 祐 幸	宮 川 隆 英	松 本 良 一	鳴 海 進	正 木 幹 雄
宮 本 祐 幸	盛 田 秀 三	宮 沢 銀 蔵	宮 川 隆 英	松 本 良 一	三 浦 広 治
盛 田 秀 三	米 谷 茂 夫	宮 本 祐 幸	宮 沢 銀 蔵	宮 川 隆 英	山 下 敏 一
有 馬 正 之	有 馬 正 之	有 馬 正 之	浅 利 定 良	浅 利 定 良	有 馬 正 之
蝦 名 俊 吉	石 川 穹	石 川 穹	有 馬 正 之	有 馬 正 之	池 田 正 雄
奥 崎 良 一	蝦 名 俊 吉	蝦 名 俊 吉	石 川 穹	石 川 穹	石 川 穹

注 「→」印は任期が年度途中からの役員、「←」印は任期が年度途中までの役員である。

6月10日 9月25日 2月25日	6月17日 2月21日	6月15日 2月20日	6月25日 11月22日 2月25日	5月29日 2月27日	5月20日 10月7日 2月26日
----------------------	-------------	-------------	-----------------------	-------------	----------------------

昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度
本 間 茂 夫	本 間 茂 夫	山 崎 五 郎	山 崎 五 郎	山 崎 五 郎	石 川 正 勝
前 多 喜 雄	前 多 喜 雄	新 宅 清 司	佐々木 昌 夫	佐々木 昌 夫	山 本 達 雄
原 田 弘	原 田 弘	三 橋 時 男	三 橋 時 男	杉 野 彰 信	土 岐 定 男
荒 井 清 明	荒 井 清 明	飯 田 洋 一	飯 田 洋 一	飯 田 洋 一	穂 元 弘 道
飯 田 洋 一	飯 田 洋 一	五十嵐 晋	石 川 正 勝	岩 淵 シ ゲ	飯 田 洋 一
五十嵐 晋	五十嵐 晋	石 川 正 勝	石 塚 恵 児	岩 見 貞 夫	岩 淵 シ ゲ
伊 藤 功 一	岩 淵 シ ゲ	石 塚 恵 児	一 戸 義 規	小笠原 美 徳	岩 見 貞 夫
小笠原 美 徳	漆 坂 昇 逸	岩 淵 シ ゲ	岩 淵 シ ゲ	小 澤 栄 二	宇 梶 操
小田切 明 和	小笠原 美 徳	漆 坂 昇 逸	漆 坂 昇 逸	木 村 誠 作	小笠原 美 徳
小 野 い く	川原田 満 有	小笠原 美 徳	小笠原 美 徳	木 村 輝 雄	木 村 誠 作
川原田 満 有	菊 地 三 夫	川原田 満 有	片 岡 通 夫	斉 藤 清 治	木 村 輝 雄
栗 原 孝 之	栗 原 孝 之	木 村 勝 城	木 村 勝 城	桜 井 有 一	工 藤 昭 雄
小 坂 博	小 坂 博	楠 見 富 士 男	桜 井 有 一	佐々木 寿 夫	坂 井 清 昭
新 保 秀 雄	今 健 次	今 健 次	佐 藤 剛	佐 藤 剛	佐々木 寿 夫
田 中 清 治	相 馬 博	須 藤 慶 造	須 藤 弘 一	澤 頭 不 二 夫	澤 頭 不 二 夫
田 村 雄 一	田 中 清 治	須 藤 弘 一	高 橋 寛 美	高 松 正	高 松 正
千 葉 健 一 郎	田 村 雄 一	相 馬 博	田 中 儀 助	田 中 儀 助	田 中 儀 助
蔦 谷 純 司	千 葉 健 一 郎	田 中 清 治	田 中 清 治	永 井 敏 彦	根 深 貞 男
中 村 新 四 郎	蔦 谷 純 司	夏 坂 栄 一	夏 坂 栄 一	根 深 貞 男	原 田 伸 夫
奈良岡 辰 夫	夏 坂 栄 一	正 木 幹 雄	正 木 幹 雄	原 田 伸 夫	鳳 至 幹 夫
鳴 海 進	久 水 英 一	望 月 徳 富	望 月 徳 富	鳳 至 幹 夫	舛 甚 英 文
久 水 英 一	正 木 幹 雄	森 修	森 修	望 月 徳 富	望 月 徳 富
正 木 幹 雄	望 月 徳 富	横 山 政 由	横 山 政 由	横 山 政 由	横 山 政 由
池 田 正 雄	池 田 正 雄	池 田 正 雄	奥 崎 良 一	相 場 富 男	相 場 富 男
石 川 穹	蝦 名 栄 治	奥 崎 良 一	桑 原 哲 男	桑 原 哲 男	桑 原 哲 男
戎 昭	奥 崎 良 一	林 輝 男	林 輝 男	東 海 林 憲 郎	東 海 林 憲 郎

5月26日 2月26日	5月17日 2月20日	5月30日 2月28日	5月28日 2月26日	5月27日 2月27日	5月25日 2月25日
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
石川 正 勝	佐々木 透	松 森 永 祐	松 森 永 祐	松 森 永 祐	松 森 永 祐
山 本 達 雄	岩 見 貞 夫	山 谷 勝 憲	山 谷 勝 憲	山 谷 勝 憲	柿 崎 日 出 夫
土 岐 定 男	土 岐 定 男	三 上 洋 四 郎	山 田 恭 暉	小 林 英 雄	小 林 英 雄
穂 元 弘 道	池 田 仁 美	曾 津 明 郎	曾 津 明 郎	池 田 仁 美	一 戸 章
飯 田 洋 一	石 黒 正	池 田 仁 美	池 田 仁 美	一 戸 章	蛭 名 捷 訓
石 黒 正	一 戸 義 規	一 戸 義 規	一 戸 義 規	一 戸 義 規	小 笠 原 美 徳
岩 見 貞 夫	大 瀧 正 長	小 笠 原 美 徳	岩 澤 廣 朝	蛭 名 捷 訓	川 村 浩 義
小 笠 原 美 徳	小 笠 原 誓 輝	小 山 内 孝	小 笠 原 美 徳	小 笠 原 美 徳	齋 藤 彰
長 内 芳 弘	小 笠 原 美 徳	柿 崎 日 出 夫	小 山 内 孝	川 村 浩 義	齊 藤 勉
小 野 い く	小 山 内 孝	古 跡 英 亜	柿 崎 日 出 夫	木 村 一 児	佐 藤 正 昭
木 村 誠 作	長 内 芳 弘	櫻 田 達 夫	櫻 田 達 夫	齋 藤 彰	澤 田 弘
桐 原 尚 文	桐 原 尚 文	佐 藤 健	佐 藤 健	櫻 田 達 夫	苔 米 地 宣 廣
工 藤 昭 雄	佐 藤 紘 一	佐 藤 紘 一	澤 田 庄 一 郎	佐 藤 正 昭	鳥 谷 紀 子
高 坂 千 代 志	嶋 津 宏 一 郎	佐 藤 力	鈴 木 弘	澤 田 弘	中 田 瑞 穂
坂 井 清 昭	高 木 裕	鈴 木 弘	高 木 裕	高 木 裕	中 山 博 義
佐々木 寿 夫	中 川 原 兵 威	高 木 裕	種 市 龍 雄	苔 米 地 宣 廣	平 戸 富 治
根 深 貞 男	鳴 海 秀	對 馬 隆	辻 村 一 徳	豊 澤 武 輝	藤 原 大 毅
原 田 伸 夫	根 深 貞 男	辻 村 一 徳	苔 米 地 宣 廣	中 田 瑞 穂	三 上 哲 徳
細 井 喜 久 治	舛 甚 英 文	苔 米 地 宣 廣	豊 澤 武 輝	中 山 博 義	三 上 秀 哲
舛 甚 英 文	町 屋 茂	豊 澤 武 輝	畑 中 鍊 逸	藤 原 大 毅	宮 内 孝
町 屋 茂	松 森 永 祐	畑 中 鍊 逸	藤 原 大 毅	宮 内 孝	宮 田 孝 逸
松 山 弘	松 山 弘	松 山 弘	三 橋 夕 二	山 田 恭 暉	山 田 恭 暉
和 田 力	和 田 力	和 田 力	和 田 力	和 田 力	和 田 力
相 場 富 男	相 場 富 男	佐 藤 繁	相 馬 正 榮	村 上 博	森 林 康
安 部 修 二	安 部 修 二	大 澤 一 夫	成 田 允 雄	成 田 允 雄	成 田 允 雄
桜 田 繁 一	桜 田 繁 一	岩 見 宏 次	岩 見 宏 次	浅 利 孝 一	吉 川 宏

5月27日 11月8日 2月25日	5月27日 2月23日	5月25日 2月26日	5月30日 2月21日 3月24日	5月30日 2月25日	5月25日 2月24日
----------------------	-------------	-------------	----------------------	-------------	-------------

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
佐藤正昭	佐藤正昭	佐藤正昭	花田隆則	花田隆則	花田隆則
小笠原誓輝	豊澤武輝	豊澤武輝	齊藤勉	水木洋	吉田隆男
橋文興	佐藤良治	齊藤勉	水木洋	田辺哲彦	田辺哲彦
天内鐵雄	天内鐵雄	我妻昭	我妻昭	阿部松雄	阿部松雄
及川八郎	及川八郎	岩谷勝彦	石村正栄	上村健二	碓谷寿明
小笠原美德	小笠原美德	小笠原美德	岩谷勝彦	木村悦子	一戸義規
河田俊満	河田俊満	加藤俊輔	加藤俊輔	工藤弘幸	上村健二
川村浩義	北川健一	木村栄子	木村栄子	工藤雅司	金子睦男
北川健一	木村栄子	小松節子	木村悦子	後藤孝三郎	工藤弘幸
木村栄子	齊藤勉	笹垣昇	工藤雅司	鈴木京子	工藤雅司
高坂義則	白鳥隆昭	須藤譲	小松史明	高橋鮮一	後藤孝三郎
齊藤勉	関根建夫	谷崎嘉治	白鳥隆昭	竹中司郎	鈴木京子
関根建夫	田辺哲彦	苫米地宣廣	須藤譲	田村儀則	高橋鮮一
谷崎嘉治	谷崎嘉治	中村修	谷崎嘉治	丹代臣治	田中清治
對馬進一	對馬進一	永澤正俊	苫米地宣廣	苫米地宣廣	田村儀則
豊澤武輝	苫米地宣廣	成田英男	中村修	中村修	丹代臣治
成田英男	中村修	平戸富治	平戸富治	成田英男	成田初男
鳴海安雄	中村齊	福間基高	福間基高	鳴海進	鳴海進
平戸富治	鳴海安雄	細越友之	細越友之	長谷川隆之進	長谷川隆之進
藤原大毅	平戸富治	三浦賢二	三浦賢二	平戸富治	平戸富治
松原勝壽	松原勝壽	三上哲徳	三上哲徳	細越友之	福士英司
三上哲徳	三上哲徳	←吉田隆男	若宮兼一郎	三浦憲二	細越友之
和田力	和田力	→若宮兼一郎	和田力	和田力	三浦憲二
		和田力			
奈良年永	奈良年永	熊谷佐利	熊谷佐利	月永俊雄	葛西恒雄
橋兼則	橋兼則	櫻田達夫	櫻田達夫	花田惇	花田惇
古里政紀	古里政紀	古里政紀	古里政紀	古里政紀	古里政紀

注 「→」は任期が年度途中からの役員、「←」は任期が年度途中までの役員である。

5月24日 2月24日	5月22日 2月26日 3月29日	5月29日 2月25日	5月27日 2月27日	5月26日 2月26日	5月25日 2月22日
-------------	----------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
花田 隆 則	田村 充 治	田村 充 治	田村 充 治	田村 充 治	橋本 都
吉田 隆 男	武田 哲 郎	名古屋 淳	橋本 都	細越 友之	川村 昌 廣
田辺 哲 彦	尾崎 光 蔵	尾崎 光 蔵	尾崎 光 蔵	白石 司	川村 進
秋谷 美智子	秋谷 美智子	秋谷 美智子	安西 英 軌	安西 英 軌	安西 英 軌
伊賀 義 憲	伊賀 義 憲	一戸 義 規	一戸 義 規	一戸 義 規	一戸 義 規
一戸 義 規	一戸 義 規	稲場 締 男	稲場 締 男	柿崎 秀 典	梅村 實
伊藤 猛	稲場 締 男	岩葉 悦 子	柿崎 秀 典	葛西 浩 治	逢坂 拓
稲場 締 男	金子 睦 男	尾崎 官 一	金濱 金 光	工藤 諭	貝守 弘
金子 睦 男	菊池 正 司	金子 睦 男	酒田 孝	佐々木 隆	柿崎 秀 典
菊池 正 司	木村 厚	木村 厚	高橋 鮮 一	澤口 孝 之	葛西 浩 治
木村 研 二	木村 研 二	酒田 孝	谷崎 嘉 治	高橋 鮮 一	工藤 諭
工藤 雅 司	工藤 博比古	高橋 鮮 一	槻館 俊 郎	高橋 芳 久	向後 正 樹
酒田 孝	工藤 雅 司	田中 清 治	月館 法 弘	田中 丈 晴	佐々木 隆
佐々木 俊 二	酒田 孝	戸川 善 一	戸川 善 一	谷崎 嘉 治	澤口 孝 之
高橋 昭 子	佐々木 俊 二	長澤 素 絵	長澤 素 絵	槻館 俊 郎	高橋 鮮 一
高橋 鮮 一	高橋 鮮 一	成田 修	成田 修	月館 法 弘	谷崎 嘉 治
田中 清 治	田中 清 治	成田 初 男	成田 初 男	長澤 素 絵	槻館 俊 郎
永井 信 孝	永井 信 孝	新岡 嗣 浩	新岡 嗣 浩	成田 初 男	月館 法 弘
長澤 素 絵	長澤 素 絵	新潟 幸 夫	新潟 春 夫	藤田 冬 芽	長澤 素 絵
成田 初 男	成田 初 男	藤田 泰 規	藤田 冬 芽	増田 恵美子	成田 初 男
新潟 幸 夫	新潟 幸 夫	藤田 冬 芽	本間 信 博	宮川 隆 喜	藤田 冬 芽
原田 敬 二	藤田 冬 芽	山田 敏 治	山田 敏 治	山谷 龍 一	増田 恵美子
細越 友 行	細越 友 行	和田 力	和田 力	和田 力	和田 力
大場 和 美	大場 和 美	奈良 昌 紀	奈良 昌 紀	秋元 和 光	秋元 和 光
内村 初 男	内村 初 男	末永 満 里子	太田 健 一	蒔苗 顕 治	蒔苗 顕 治
北川 順 一	北川 順 一	北川 順 一	←北川 順 一 →菊地 直 光	菊地 直 光	菊地 直 光

注 「→」印は任期が年度途中からの役員、「←」は任期が年度途中までの役員である。

5月30日 2月22日	5月29日 2月22日	5月29日 2月22日	5月26日 2月23日	5月28日 2月23日	5月28日 2月23日
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
橋 本 都	橋 本 都	橋 本 都	中 村 充	中 村 充	中 村 充
近 藤 宏	中 平 雅 夫	佐 藤 宰	佐 藤 宰	金 一 啓	平 野 義 一
川 村 進	三 上 盛 一	奈 良 和 仁	山 田 勝 規	村 元 正 彦	村 元 正 彦
浅 利 光	天 野 きみ子	落 合 守	落 合 守	木 戸 淳 子	草 創 文 人
天 野 きみ子	一 戸 義 規	工 藤 寿 蔵	工 藤 寿 蔵	酒 井 清 敏	酒 井 清 敏
安 西 英 軌	永 川 信 子	田 村 儀 則	田 村 儀 則	四 木 博 之	四 木 博 之
一 戸 義 規	逢 坂 拓	松 川 昌 樹	松 川 昌 樹	川 口 強	川 口 強
逢 坂 拓	勝 野 義 彦	三 上 聡	三 上 聡	工 藤 讓	工 藤 讓
貝 守 弘	菊 池 治 夫	吉 崎 由美子	吉 崎 由美子	和 田 力	和 田 力
勝 野 義 彦	小 鹿 和 男	米 谷 隆 宣	米 谷 隆 宣	田 村 儀 則	酒 田 孝
菊 池 治 夫	小 林 尚 治	和 田 力	和 田 力	米 谷 隆 宣	米 谷 隆 宣
小 林 尚 治	今 寿 彰				
今 寿 彰	佐 藤 宰				
佐々木 隆	柴 垣 博 孝				
四 戸 慶 子	高 橋 鮮 一				
柴 垣 博 孝	高 松 純 一				
高 橋 鮮 一	谷 崎 嘉 治				
谷 崎 嘉 治	成 田 隆				
藤 田 冬 芽	藤 田 冬 芽				
藤 田 秀 文	藤 田 秀 文				
松 川 昌 樹	松 川 昌 樹				
山 内 康 之	間 山 弘 海				
和 田 力	和 田 力				
原 朗	原 朗	柳 谷 順 三	柳 谷 順 三	柳 谷 順 三	木 村 暢
田 中 文 明	田 中 文 明	西 村 晴 夫	西 村 晴 夫	西 村 晴 夫	西 村 晴 夫
杉 田 浩	須 藤 光 昭				

5月25日 2月23日	5月23日 8月29日 2月25日	5月31日 2月19日	5月29日 2月19日	5月28日 2月19日	5月26日 2月20日
-------------	----------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中 村 充	和 嶋 延 寿	和 嶋 延 寿	和 嶋 延 寿	和 嶋 延 寿	和 嶋 延 寿
平 野 義 一	佐 藤 英 紀	佐 藤 英 紀	田 中 道 郎	田 中 道 郎	小 坂 秀 滋
村 元 正 彦	佐 藤 禎 人	赤 尾 芳 伸	赤 尾 芳 伸	早 野 英 明	早 野 英 明
草 創 文 人	須 藤 由 香	石 川 慎 哉	工 藤 泰 子	大 手 宏 秀	木 村 佳 嗣
富 田 隆	富 田 隆	祐 川 達 也	祐 川 達 也	中 村 薫	中 村 薫
四 木 博 之	四 木 博 之	四 木 博 之	高 橋 英 樹	吉 田 繁 徳	吉 田 繁 徳
川 口 強	川 口 強	久 慈 康 一	里 村 大 三	山 崎 尚 人	山 崎 尚 人
工 藤 讓	佐 藤 豊 文	佐 藤 豊 文	佐 藤 豊 文	工 藤 雅 人	藤 嶋 一 生
柿 崎 秀 人	柿 崎 秀 人	柿 崎 秀 人	柿 崎 秀 人	柿 崎 秀 人	柿 崎 秀 人
酒 田 孝	酒 田 孝	酒 田 孝	酒 田 孝	逢 坂 拓	逢 坂 拓
米 谷 隆 宣	米 谷 隆 宣	蝦 名 憲 仁	蝦 名 憲 仁	蝦 名 憲 仁	蝦 名 憲 仁
西 村 晴 夫	西 村 晴 夫	西 村 晴 夫	西 村 晴 夫	西 村 晴 夫	西 村 晴 夫
木 村 暢	木 村 暢	木 村 暢	木 村 暢	今 孝 彰	今 孝 彰

5月29日 2月19日	5月29日 2月18日	5月30日 2月17日	5月26日 2月15日	6月4日 2月21日	5月25日 2月9日
-------------	-------------	-------------	-------------	------------	------------

令和5年度
風 張 知 子
小 坂 秀 滋
早 野 英 明
中 居 春 雄
後 藤 光 生
鈴 木 崇
齋 藤 信 治
東 孝 行
齋 藤 祐 子
逢 坂 拓
蝦 名 憲 仁
西 村 晴 夫
今 孝 彰

5月25日 2月6日

8 歴代評議員一覧

昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度
赤 沢 義 清 池 田 二 郎 今 村 貞 蔵 大久保 源太郎 小山内 末 美 北 山 長 雄 工 藤 傑 郎 工 藤 徳 蔵 久 保 栄 坂 本 庸 一 笹 清 衛 佐々木 喜代吉 佐 藤 勇 島 谷 徳 寿 新 堂 耕 一 相 馬 俊 介 田 沢 為 吉 津 嶋 喜 一 寺 田 孫一郎 寺 山 清 男 中 島 義 光 中 津 徳 平 中 谷 州 男 名古屋 専三郎 奈良岡 良 三 成 田 七 郎 成 田 信 新 田 勝 一 浜 田 敏 雄 廣 江 一 雄 福 士 健 造 藤 田 善四郎 正 井 寛 三 宮 本 岩 吉 山 口 義 一 吉 田 正 美 力 石 定 吉	赤 沢 義 清 今 村 貞 蔵 大久保 源太郎 川 浪 多 造 北 山 長 雄 工 藤 傑 郎 工 藤 徳 蔵 工 藤 祐 久 保 栄 坂 本 庸 一 笹 清 衛 佐々木 喜代吉 佐 藤 勇 柴 田 重 男 島 谷 徳 寿 新 堂 耕 一 関 俊 雄 相 馬 俊 介 高 橋 民 一 附 田 得 夫 津 嶋 喜 一 寺 田 孫一郎 寺 山 清 男 中 島 義 光 中 谷 州 男 名古屋 専三郎 奈良岡 良 三 成 田 信 新 田 勝 一 浜 田 敏 雄 福 士 健 造 藤 田 善四郎 正 井 寛 三 宮 本 岩 吉 吉 田 正 美 力 石 定 吉 類 地 徳 勇	赤 沢 義 清 今 村 貞 蔵 大久保 源太郎 →柿 崎 素 弘 →川 口 嘉 三 川 浪 多 造 ←北 山 長 雄 工 藤 徳 蔵 工 藤 祐 ←久 保 栄 →高 坂 徳 蔵 →小 林 茂 夫 ←坂 本 庸 一 佐々木 喜代吉 佐 藤 勇 鹿 野 忠 男 柴 田 重 男 島 谷 徳 寿 ←新 堂 耕 一 →鈴木 太左エ門 ←関 俊 雄 ←相 馬 俊 介 高 橋 民 一 →田 中 源 蔵 田 中 与 一 田名邊 武 政 →種 市 与 四郎 千 葉 武 郎 附 田 得 夫 津 嶋 喜 一 →寺 井 義 弘 寺 田 孫一郎 寺 山 清 男 中 島 義 光 奈良岡 良 二 ←新 田 勝 一 浜 田 敏 雄 福 士 健 造 藤 田 善四郎 ←前 山 定 雄 正 井 寛 三 宮 本 岩 吉 吉 田 正 美 力 石 定 吉 類 地 徳 勇	赤 沢 義 清 →市 田 正 治 今 村 貞 蔵 大久保 源太郎 →小 山 吉之助 ←柿 崎 素 弘 川 口 嘉 三 川 村 静 一 →菊 地 正 秀 工 藤 二 郎 工 藤 次 広 工 藤 徳 蔵 工 藤 祐 ←久 保 栄 高 坂 徳 蔵 小 林 茂 夫 斎 藤 末 吉 佐々木 喜代吉 佐 藤 勇 鹿 野 忠 男 島 谷 徳 寿 鈴木 太左エ門 高 橋 民 一 田 中 与 一 田名邊 武 政 ←種 市 与 四郎 千 葉 武 郎 ←附 田 得 夫 津 嶋 永 作 寺 山 清 男 中 島 義 光 ←中 谷 金四郎 奈良岡 良 二 福 士 健 造 藤 田 善四郎 正 井 寛 三 宮 本 岩 吉 →山 内 清 栄 吉 田 正 美 力 石 定 吉 類 地 徳 勇	←市 田 正 治 井 筒 友 一 今 村 貞 蔵 梅 津 武次郎 蝦 名 俊 吉 大久保 源太郎 小 山 吉之助 川 口 嘉 三 川 森 則 策 菊 地 正 秀 工 藤 祐 高 坂 徳 蔵 小 林 茂 夫 斎 藤 末 吉 佐 藤 勇 佐 藤 栄 佐 藤 政五郎 申 賀 謙太郎 鹿 野 忠 男 島 谷 徳 寿 →清 水 秀 次 →鈴木 武 鈴木 太左エ門 高 橋 民 一 高 谷 佐武郎 田 中 与 一 田名邊 武 政 千 葉 武 郎 津 嶋 永 作 奈良岡 良 二 成 田 竹 一 福 士 健 造 藤 田 善四郎 船 場 武 志 正 井 寛 三 吉 田 正 美 力 石 定 吉 類 地 徳 勇	青 山 栄 井 筒 友 一 猪 股 日出男 今 村 貞 蔵 江 口 昌 美 大 沢 正四郎 小山内 吉 松 小 山 吉之助 狩野尾 義 衛 川 口 嘉 三 川 森 則 策 貴 田 健之助 木 村 正 信 工 藤 岩 雄 工 藤 忠 治 久 保 栄 小 林 茂 夫 小 林 盛 義 今 実 美 佐々木 繁 雄 島 谷 徳 寿 清 水 力 夫 鈴 木 健 吉 鈴 木 武 高 橋 辰 雄 高 松 一 郎 田 中 与 一 千 葉 武 郎 成 田 竹 一 平 川 清 福 士 秀 治 藤 田 善四郎 三 浦 正 山 内 甚八郎 山 口 孝 一 類 地 徳 勇 和 田 四 郎

注 「→」は任期が年度途中からの評議員、「←」は任期が年度途中までの評議員である。

会議開催月日

10月19日 11月16日 1月18日 2月25日	7月6日 3月25日	7月25日 10月31日 3月24日	8月2日 11月24日 3月22日	11月18日 3月25日	12月20日 3月23日
------------------------------	------------	-----------------------	----------------------	--------------	--------------

昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度
青山 栄	青山 栄	相内 弘之	相内 弘之	相内 弘之	稲葉 豊晴
猪股 日出男	江口 昌美	江口 昌美	稲葉 豊晴	稲葉 豊晴	江口 昌美
今村 貞蔵	岡村 光雄	岡村 光雄	江口 昌美	岩谷 喜代美	蝦名 俊吉
江口 昌美	小山内 吉松	小山内 吉松	太田 新吾	江口 昌美	岡村 光雄
大沢 正四郎	川森 則策	川森 則策	岡村 光雄	太田 新吾	加賀 義美
岡村 光雄	菊地 正秀	菊地 正秀	小山内 吉松	岡村 光雄	北沢 武比古
小山内 吉松	菊池 雄三郎	菊池 雄三郎	柿崎 素弘	小山内 吉松	工藤 啓助
狩野尾 義衛	北沢 武比古	北沢 武比古	菊地 正秀	加賀 義美	工藤 正次郎
川口 嘉三	黄綿 省吾	黄綿 省吾	菊池 雄三郎	柿崎 素弘	工藤 秀明
川森 則策	工藤 岩雄	工藤 信一	北沢 武比古	菊地 正秀	工藤 義元
貴田 健之助	工藤 信一	窪田 正城	黄綿 省吾	北沢 武比古	斎藤 勝夫
木村 正信	窪田 正城	古川 満男	工藤 正次郎	黄綿 省吾	坂本 昌
工藤 岩雄	今 実美	坂崎 仁佐雄	工藤 義元	工藤 正次郎	佐々木 有寿
工藤 忠治	坂崎 仁佐雄	坂本 昌	古川 満男	工藤 義元	佐々木 久夫
久保 幸一	坂本 昌	佐々木 繁雄	坂本 昌	古川 満男	佐藤 幹夫
久保 栄	佐々木 繁雄	佐々木 和一	佐々木 繁雄	坂本 昌	沢村 正行
小林 盛義	佐々木 和一	佐藤 幹夫	佐々木 和一	佐々木 繁雄	神 亮一
今 実美	佐藤 幹夫	島谷 徳寿	佐藤 幹夫	佐々木 和一	杉山 大作
佐々木 繁雄	島谷 徳寿	清水 武三	島谷 徳寿	佐藤 幹夫	高橋 千代治
島谷 徳寿	清水 武三	関 俊雄	高橋 千代治	沢村 正行	竹浪 正静
清水 力夫	鈴木 健吉	関口 澄太	田中 秀夫	七戸 義雄	田中 武定
鈴木 健吉	関 俊雄	高松 一郎	丹内 正一	須藤 武男	田辺 洋三
鈴木 武	高橋 辰雄	田中 秀夫	対馬 四郎	高橋 千代治	田村 信一
高橋 辰雄	高松 一郎	丹内 正一	土岐 清美	竹浪 正静	対馬 四郎
高松 一郎	田中 英治	対馬 四郎	長尾 文武	田中 秀夫	土岐 清美
田中 英治	丹内 正一	土岐 清美	中村 毅	対馬 四郎	富谷 郁逸
←千葉 武郎	対馬 四郎	富所 忠雄	根岸 善蔵	土岐 清美	長尾 文武
対馬 四郎	土岐 清美	中村 毅	能登 圭三	長尾 文武	中村 毅
土岐 清美	富所 忠雄	野呂 幸蔵	野呂 幸蔵	中村 毅	成田 光男
成田 竹一	成田 竹一	松本 清治	松本 清治	根岸 善蔵	西村 祐蔵
平川 清	堀田 豊吉	宮沢 正一	宮永 正平	能登 圭三	能登 圭三
福士 秀治	三浦 正	宮永 正平	村井 四郎	松本 清治	橋本 一郎
藤田 善四郎	宮沢 正一	村井 四郎	村林 二郎	宮永 正平	花田 一
→堀田 豊吉	山内 清栄	安田 一二	安田 一二	村林 二郎	福井 平内
三浦 正	山内 甚八郎	山内 清栄	山内 清栄	山内 清栄	松倉 定雄
山内 甚八郎	山口 孝一	山口 孝一	和田 四郎	山本 健三	柳 豊
山口 孝一	和田 四郎	和田 四郎		和田 四郎	山内 清栄
和田 四郎					

注 「→」は任期が年度途中からの評議員、「←」は任期が年度途中までの評議員である。

会議開催月日

6月23日 3月22日	9月22日 11月12日 3月30日	6月8日 6月23日 2月20日	6月12日 6月22日 11月16日 3月20日	6月4日 6月24日 3月20日	6月5日 6月27日 2月26日
-------------	-----------------------	---------------------	-----------------------------	---------------------	---------------------

昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度
浅利健蔵	青山栄	青山栄	池田清二	池田清二	相川邦四郎
稲葉豊晴	有馬正之	有馬正之	池野規	梅木弘	浅石喜一郎
江口昌美	池野規	池野規	梅木弘	蝦名俊吉	新谷雄蔵
蝦名俊吉	石田善三郎	石田善三郎	蝦名俊吉	逢坂圭一	石田勲
小山内ちとせ	井田健	井田健	逢坂圭一	大野敏男	一戸哲雄
加藤勝実	一戸哲雄	一戸哲雄	大野敏男	大橋与一郎	太田三男
北沢武比古	稲葉豊晴	稲葉豊晴	岡田幸三	小笠原明	大野敏男
工藤啓助	蝦名俊吉	梅木弘	鬼柳寿	岡田幸三	大橋与一郎
工藤正次郎	加藤勝実	蝦名俊吉	小山田啓一	加藤勝実	小笠原明
工藤信一	川浪豊登	加藤勝実	加藤勝実	川浪豊登	川村光雄
工藤秀明	工藤和栄	唐牛金雄	川浪豊登	工藤和栄	工藤秀明
栗村恒雄	工藤信一	川浪豊登	川浪正克	工藤信一	佐々木晟二
佐々木有寿	工藤秀明	木村誠	木村誠	工藤秀明	佐々木孝
佐々木孝	栗村恒雄	工藤和栄	工藤和栄	古川満男	佐々木光清
佐々木久夫	佐々木有寿	工藤信一	工藤信一	佐々木孝	神義美
佐藤幹夫	佐々木孝	工藤秀明	工藤秀明	佐々木光清	鈴木茂男
杉山大作	佐々木久夫	佐々木孝	古川満男	鈴木茂男	鈴木忠男
関口澄見	佐野駒三郎	佐々木和一	佐々木孝	関口澄見	清野友一
田中武定	杉田一雄	下斗米精一	佐々木光清	相馬邦義	高橋紀
田村信一	杉山卓郎	鈴木茂男	佐々木和一	高橋紀	竹内一郎
近村重郎	鈴木茂男	関口澄見	下斗米精一	田中博之	田中博之
対馬四郎	関口澄見	高橋紀	鈴木茂男	田村信一	田村信一
土岐清美	高橋紀	田村信一	関口澄見	中村毅	中谷登貴雄
富谷郁逸	田中武定	土岐忠勝	相馬邦義	中谷登貴雄	西沢利治
長尾文武	田村信一	中村毅	高橋紀	奈良尹	橋本一郎
中村毅	中村毅	西村祐蔵	田村信一	西村祐蔵	早川芳郎
成田光男	西村祐蔵	野々口国夫	中村毅	橋本一郎	平間康章
西村祐蔵	二本柳正一	橋本一郎	奈良尹	早川芳郎	福士貞次郎
能登圭三	橋本一郎	早川芳郎	西村祐蔵	福士貞次郎	洞内鉄三郎
橋本一郎	長谷川茂三	松原一郎	橋本一郎	洞内鉄三郎	本間茂夫
花田一	松原一郎	松山謙三	早川芳郎	松倉定雄	米田慶助
福井平内	松山謙三	三橋時男	松原一郎	松原一郎	松倉定雄
正木幹雄	三橋時男	宮沢銀蔵	松山謙三	松山謙三	松原一郎
松原一郎	山田文治	盛田藤治郎	三橋時男	盛田藤治郎	盛永義郎
松本次郎	山谷久八郎	山田文治	盛田藤治郎	盛永義郎	山田文治
柳豊	吉田月二郎	山谷久八郎	山田文治	山田文治	山谷金美
吉田月二郎	和田英二郎	和田英二郎	和田英二郎	和田英二郎	和田英二郎

会議開催月日

6月7日 6月28日 2月24日	6月10日 6月29日 2月27日	5月27日 6月26日 2月26日	7月3日 3月4日	6月19日 3月14日	6月12日 2月25日
---------------------	----------------------	----------------------	-----------	-------------	-------------

昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
赤石 宏	赤石 宏	相内 辰也	相内 辰也	相内 辰也	秋元 十三郎
浅石 喜一郎	秋元 建一	赤石 宏	赤石 宏	赤石 宏	石川 甫
新谷 雄藏	浅石 喜一郎	秋元 建一	秋元 建一	秋元 建一	漆坂 昇逸
石田 勲	阿保 以佐夫	阿保 以佐夫	石川 貞次	石川 貞次	大井 健次
一戸 哲雄	一戸 哲雄	伊藤 功一	岩見 貞夫	石川 甫	小山内 孝
太田 三男	江渡 兼三	江渡 兼三	江渡 兼三	岩見 貞夫	小山内 林三郎
大野 敏男	蝦名 敬	太田 卓	大井 健次	江渡 兼三	釜沢 脩
小笠原 明	大野 敏男	大野 敏男	小野 忠三	大井 健次	鎌田 久仁雄
小山 金市	小山 金市	小山 金市	釜菴 裕	大久保 忠登	工藤 昭二
角田 実	角田 実	角田 実	川名家 治	太田 弘	小林 悌五郎
川名家 治	釜菴 裕	釜菴 裕	工藤 次雄	小野 忠三	小又 亨子
川村 光雄	川名家 治	川名家 治	熊谷 正吉	北山 昭美	斎藤 厚
城戸 幸次郎	城戸 幸次郎	工藤 秀明	小林 悌五郎	熊谷 正吉	斎藤 一二
木村 忠良	工藤 秀明	熊谷 正吉	佐々木 晟二	小林 作造	桜井 有一
工藤 秀明	斉藤 清吉	佐々木 豪	佐々木 安夫	小林 悌五郎	佐々木 孝
後藤 忠兄	佐々木 孝	左館 秀之助	佐藤 勇治	佐々木 孝	佐々木 武
佐々木 晟二	佐々木 豪	佐藤 金吉	鹿内 富三	佐々木 安夫	佐藤 貞三
佐々木 孝	左館 秀之助	佐藤 圭一郎	菅原 菊治	佐藤 勇治	四戸 正義
佐々木 光清	佐藤 金吉	佐藤 勇治	杉山 卓郎	鹿内 富三	下山 巖
左館 秀之助	須藤 樟一	菅原 菊治	其田 道信	下山 巖	十一谷 茂
神 義美	高橋 紀	須藤 樟一	高松 芳光	杉沢 博	杉沢 博
鈴木 忠男	高松 芳光	其田 道信	田中 和弘	杉山 卓郎	杉山 卓郎
高橋 紀	田中 和弘	高松 芳光	中村 新四郎	其田 道信	高木 秀夫
竹内 一郎	田村 信一	田中 和弘	奈良岡 保	高田 憲一	高田 憲一
田村 信一	中谷 登貴雄	田中 博之	花田 陽悟	田中 和弘	竹内 富彌
中谷 登貴雄	橋本 一郎	中谷 登貴雄	原 長一	中村 昭二	長崎 武正
橋本 一郎	花田 陽悟	奈良岡 保	藤田 寛治	中村 新四郎	中村 修
花田 陽悟	福士 貞次郎	花田 陽悟	本間 文三	沼澤 武志	馬場 清
平間 康章	洞内 鉄三郎	原 長一	米田 慶助	藤田 寛治	松本 良一
福士 貞次郎	米田 慶助	米田 慶助	前田 純一郎	松木 孝太郎	三上 良栄
洞内 鉄三郎	松木 孝太郎	槇 猛夫	槇 猛夫	松本 良一	三橋 時男
米田 慶助	松倉 定雄	松木 孝太郎	正木 幹雄	三浦 忠	宮本 昭三
松倉 定雄	松原 一郎	松原 一郎	増 渕 肇	三上 正	村田 稔
松原 一郎	盛永 義郎	盛永 義郎	松木 孝太郎	三上 良栄	安田 保孝
盛永 義郎	山田 文治	山田 文治	三上 良栄	三橋 時男	山内 千代美
山田 文治	山谷 金美	山谷 金美	三橋 時男	宮本 昭三	横田 昭一郎
山谷 金美	横山 昭	横山 昭	村上 宏	横山 昭	吉田 齋

会議開催月日

6月18日 3月1日	6月21日 2月28日	6月26日 11月22日 2月28日	6月4日 3月3日	5月23日 10月7日 2月24日	5月22日 2月22日
------------	-------------	-----------------------	-----------	----------------------	-------------

昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
石川 甫	→会津 孝蔵	会津 孝蔵	飯田 二郎	秋元 善智	秋谷 尚八
石塚 恵児	赤石 武城	東 一雄	五十嵐 正巳	秋谷 尚八	雨森 輝昌
石戸 勳	東 一雄	石川 甫	内村 初男	雨森 輝昌	石田 榮市
内野 良介	五十嵐 正巳	一戸 胤夫	柿崎 日出夫	飯田 二郎	内村 初男
小山内 孝	石川 甫	岩見 貞夫	金田 武三郎	石田 榮市	川村 拓
小山内 林三郎	石田 博	大坂 懿	工藤 昭雄	一戸 義規	北山 元三
鎌田 久仁雄	一戸 胤夫	尾形 忠	工藤 達男	内村 初男	工藤 亮
菊池 清志	岩見 貞夫	金田 武三郎	工藤 不二男	小笠原 繁敏	高坂 剛
工藤 不二男	大坂 懿	工藤 達男	工藤 亮	柿崎 日出夫	古川 信夫
小林 悌五郎	←釜 菴 裕	工藤 不二男	高坂 剛	葛西 昇	小林 弘明
小又 亨子	工藤 達男	熊谷 隆幸	齋藤 二郎	川村 拓	斎藤 弘宣
近藤 正春	工藤 不二男	齋藤 二郎	佐藤 忠蔵	菊池 清志	境 勇一
斎藤 厚	熊谷 隆幸	佐々木 寿夫	十一谷 茂	工藤 亮	坂本 なほ
斎藤 一二	黒沼 利三	佐藤 鷹敏	須藤 昭栄	高坂 剛	佐藤 紘一
桜井 有一	桜井 有一	十一谷 茂	其田 靖生	佐藤 良治	佐藤 良治
佐々木 武	佐藤 鷹敏	杉沢 盛二	竹谷 幹義	十一谷 茂	十一谷 茂
佐藤 貞三	澤口 孝之	杉山 昌成	田村 進	須藤 昭栄	鈴木 聰
澤口 孝之	下山 巖	竹谷 幹義	千葉 光昭	其田 靖生	其田 靖生
四戸 正義	十一谷 茂	坪田 練一	傳法谷 善司	竹内 義明	高橋 芳次郎
下山 巖	杉沢 盛二	十枝内 秀憲	中島 邦夫	田中 清治	竹内 義明
十一谷 茂	杉山 昌成	飛内 政美	永谷 智	千葉 光昭	田中 清治
杉山 卓郎	其田 靖生	中島 邦夫	中村 貞一	永沢 清三	永谷 智
其田 靖生	武田 裕雄	中村 貞一	奈良 年永	永谷 智	沼澤 武志
田川 智一	竹谷 幹義	中山 昭吾	沼澤 武志	中村 貞一	鳩 武治
千代谷 邦弘	田中 儀助	沼澤 武志	樋川 恭夫	奈良 年永	原 子三男
坪田 練一	坪田 練一	浜田 秀司	細井 茂雄	沼澤 武志	平山 英司
中山 昭吾	十枝内 秀憲	樋川 恭夫	舛甚 英文	野坂 幸司	古川 健治
馬場 清	飛内 政美	細井 茂雄	松本 政保	古川 健治	三上 良三
→濱田 堅一	中島 邦夫	前田 哲男	三上 良三	細井 茂雄	宮木 則男
←松本 良一	中山 昭吾	舛甚 英文	宮川 武	松本 政保	宮島 知明
三上 良栄	沼澤 武志	三上 清一	宮島 知明	三上 良三	宮本 範道
三橋 時男	浜田 秀司	三上 良三	森山 和康	宮島 知明	宮本 益衛
村田 稔	細井 茂雄	宮越 義信	八木橋 洋一	宮本 範道	村上 剛
八木橋 洋一	本間 伸吾	森山 和康	安田 昭三	矢口 正一	盛田 尚志
安田 保孝	三上 良三	八木橋 洋一	吉田 齋	吉田 齋	矢口 正一
山内 千代美	宮越 義信	安田 昭三	吉田 昌彦	和田 力	吉田 和子
横田 昭一郎	八木橋 洋一	吉田 齋	渡 邊 敏	渡 邊 敏	吉田 齋
吉田 齋	吉田 齋				

注 「→」は任期が年度途中からの評議員、「←」は任期が年度途中までの評議員である。

会議開催月日

5月17日 2月20日	5月29日 2月28日	5月28日 2月26日	5月27日 2月27日	5月25日 2月25日	5月27日 11月8日 2月25日
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	----------------------

平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
秋谷尚八 雨森輝昌 猪股喜幸 内村初男 奥崎勲 川村拓 北山元三 工藤亮 高坂剛 古川信夫 小林弘明 今義勝 斎藤弘宣 境勇一 鈴木聰 大坊修 田嶋節夫 田中政仁 谷崎嘉治 千葉良造 手塚治 鳩武治 原子三男 原田信夫 平山英司 古川健治 松島明 三上良三 宮木則男 宮本範道 宮本益衛 村上剛 盛田尚志 矢田康夫 吉田和子 吉田齋 渡邊四郎	秋谷尚八 井上熙 岩見幸夫 内山祐三 太田廣治 川村拓 工藤正孝 小島和彦 後藤莊平 古川信夫 今義勝 笹谷柁四郎 佐藤賢 佐藤順一 柴谷喜代春 島津宏一郎 大坊修 高田安雄 対馬豊 手塚治 寺嶋篤子 寺嶋満穂 奈良岡憲一 檜山栄進 西村修二 野村昭夫 嶋山壽 原子三男 藤田護 松木秀男 松島明 三上哲徳 宮本益衛 吉田和子 吉田齋 依岡浩	秋谷尚八 岩見幸夫 内山祐三 越前定三 太田廣治 葛西正勝 金子睦男 菊地治夫 後藤莊平 佐々木榮祥 佐藤順一 柴谷喜代春 渋谷謹 大坊修 高田安雄 田中政仁 手塚治 寺尾篤子 寺嶋武志 奈良岡憲一 奈良岡たい子 西村修二 野村昭夫 嶋山壽 原子健治 福士昭治 前田新一 松木秀男 松島明 三上哲徳 宮川並己 宮本益衛 山谷芳弘 横山泰久 吉田和子 吉田齋 依岡浩	浅利節子 後村廣志 石川貞吉 石坂敏夫 石橋啓逸 岩見幸夫 太田廣治 角田詮二郎 唐牛皖夫 木村栄子 工藤正穂 小坂良禅 小林勇助 今靖 齋藤弘夫 坂本恒樹 佐々木榮祥 佐々木純一 佐藤正 柴谷喜代春 須藤菊三 竹浪勅佑 田中慶広 玉熊眞雄 土岐慶紀 中村浩志 羽賀桂一 船水周 細越友之 堀内孝 三浦英嗣 三橋えい子 三上哲徳 宮本益衛 横田浩一 吉田和子 吉田齋	浅利節子 後村廣志 石坂敏夫 石橋啓逸 一戸義規 岩見幸夫 蝦名敏實 大川俊雄 太田廣治 奥瀬正義 角田詮二郎 木村栄子 菊池紀次 工藤正穂 高坂義則 今靖 齋藤弘夫 坂本恒樹 佐々木純一 佐藤正 柴谷喜代春 須藤菊三 竹浪勅佑 田中慶広 玉熊眞雄 土岐慶紀 中畑利文 中村浩志 船水周 堀内孝 松原勝壽 三浦達男 水木洋 三橋えい子 横田浩一 吉田和子 吉田齋	赤坂修 後村廣志 新井田義成 石橋啓逸 一戸義規 内山衆一 蝦名敏實 大瀬久之 大平千賀子 大庭紀元 長内喜美穂 小野寺俊克 落合繁光 菊池紀次 古川健三 古川吉之助 齋藤弘夫 齋藤求 佐藤正 佐藤泰邦 鹿内芳満 柴田裕明 柴谷喜代春 新田良雄 竹内賢悦 中村浩志 永山圀夫 新田育宏 羽賀厚子 堀内孝 前田龍夫 三浦達男 水木洋 峯浩一 吉田和子 世永晃生 渡部秀逸

会議開催月日

5月27日 2月23日	5月25日 2月26日	5月30日 2月21日 3月24日	5月30日 2月25日	5月25日 2月24日	5月24日 2月24日
-------------	-------------	----------------------	-------------	-------------	-------------

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
赤坂 修	赤坂 修	相坂 一則	相坂 一則	石田 隆雄	秋山 秀男
新井田 義成	赤坂 高司	赤坂 修	石田 隆雄	伊藤 亮	石岡 勇一
石橋 啓逸	石山 隆司	一戸 郁子	伊藤 亮	井戸向 誠一	岩葉 悦子
一戸 義規	一戸 郁子	岩川 修平	井戸向 誠一	太田 昭徳	大川 典子
岩川 修平	岩川 修平	及川 八郎	太田 昭徳	尾崎 光蔵	大川 秀子
内山 衆一	及川 八郎	大平 寛	尾崎 光蔵	小田 光子	落合 繁光
大平 千賀子	大平 寛	小田桐 光	小田 光子	落合 繁光	小野 行信
長内 喜美穂	小田桐 光	落合 繁光	落合 繁光	小野 行信	小山 松榮
大庭 紀元	落合 繁光	加世多 壽雄	小山 松榮	小山 松榮	蠣崎 成徳
落合 繁光	加世多 壽雄	川村 丈夫	川嶋 隆	蠣崎 成徳	葛西 勝利
加賀澤 節夫	川村 丈夫	菊池 正人	菊池 健一	川嶋 隆	笠井 麻喜
菊池 紀次	菊池 正人	北村 義文	齋藤 隆	菊池 健一	片桐 拓
木村 謹文	木村 美津子	木村 美津子	酒田 孝	齋藤 隆	金矢 芳和
古川 吉之助	熊谷 久子	熊谷 久子	佐々木 瑞信	酒田 孝	気仙 宏
齋藤 弘夫	末永 五郎	坂本 徹	笹村 恵美子	笹村 恵美子	熊谷 佐利
齋藤 求	鈴木 齊	末永 五郎	澤 忠昭	澤 忠昭	今 始
佐藤 正	関 堯	鈴木 齊	三戸 建次	三戸 建次	坂本 富次
佐藤 泰邦	関本 千義	関 堯	鈴木 雅俊	鈴木 雅俊	佐々木 隆
鹿内 芳満	其田 博子	其田 博子	相馬 省進	関 光博	笹村 恵美子
柴田 裕明	高崎 興	高橋 興	其田 博子	相馬 省進	澤田 政義
柴谷 喜代春	高橋 興	高橋 正之	舘山 昇	舘山 昇	三戸 建次
新田 良雄	竹井 正光	竹井 正光	田中 文晴	田中 文晴	関 光博
杉本 健一	田中 文晴	田中 文晴	千葉 良造	千葉 良造	舘山 昇
関 堯	立崎 健司	立崎 健司	戸川 善一	戸川 善一	田中 文晴
竹内 賢悦	種市 美子	種市 美子	成田 保	中村 鉄人	津幡 亨
中村 浩志	田村 儀則	田村 儀則	則田 信夫	新岡 嗣浩	中村 鉄人
永山 罔夫	鶴賀 多賀子	鶴賀 多賀子	馬場 憲一	沼山 隆一	中村 雅臣
新田 育宏	寺嶋 浩志	寺嶋 浩志	早坂 唯男	馬場 憲一	新岡 嗣浩
羽賀 厚子	遠島 進	中村 直人	平井 順治	早坂 唯男	沼山 隆一
堀内 孝	中村 直人	成田 保	藤野 隆一	原 譲	藤森 政明
前田 龍夫	成田 保	花崎 建樹	藤森 政明	藤森 政明	松林 正志
三浦 達男	花崎 建樹	藤井 眞澄	増尾 知彦	増尾 知彦	馬渡 章
三浦 哲志	藤井 眞澄	藤田 成人	増田 達男	松川 忠雄	三浦 圭介
峯 浩一	藤田 成人	三上 純一	松木 信嘉	松木 信嘉	三浦 達男
吉田 和子	山崎 篤子	山崎 篤子	森内 嘉一	森内 嘉一	三上 浩
世永 晃生	吉田 保之	吉田 保之	山内 明人	山内 明人	安田 義勝
渡部 秀逸	若松 秀遠	若松 秀遠	山崎 篤子	山崎 篤子	米谷 慎一

会議開催月日

5月22日 2月26日 3月29日	5月29日 2月25日	5月27日 2月27日	5月26日 2月26日	5月25日 2月22日	5月30日 2月22日
----------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
秋山秀男	朝比奈毅	朝比奈毅	新谷寛	太田隆	阿部俊夫
石岡勇一	石橋啓逸	石橋啓逸	石橋啓逸	岡田桂子	伊藤博章
石橋啓逸	伊藤博彦	逢坂拓	逢坂拓	長内尚明	伊藤博彦
一町田祝子	上田正	太田隆	太田隆	小野元子	大里文男
岩葉悦子	太田隆	大手宏秀	岡田桂子	片桐拓	長内尚明
大川典子	大手宏秀	奥山博	長内尚明	加藤敬記	落合守
大川秀子	奥山博	長内尚明	小野元子	河目隆志	小野元子
落合繁光	小野元子	小野元子	片桐拓	工藤弘一	貝塚正尚
小野行信	小野行信	小山松榮	加藤敬記	工藤健夫	柿崎紀一
小山松榮	小山松榮	片桐拓	工藤大	齋藤三千義	片桐拓
蠣崎成徳	片桐拓	加藤敬記	工藤健夫	佐川一則	加藤和仁
葛西勝利	加藤敬記	菊池正司	小寺正剛	佐々木茂	河目隆志
笠井麻喜	菊池正司	工藤大	佐川一則	澤田たか子	工藤仁志
片桐拓	工藤博比古	小林孝史	櫻庭憲司	高橋裕幸	工藤健夫
金矢芳和	小林孝史	今義秀	高橋裕幸	種市裕章	工藤八千代
気仙宏	今義秀	櫻庭憲司	種市裕章	知坂元	高坂勢子
熊谷佐利	齋藤正榮	佐々木正子	知坂元	千葉美喜雄	佐川一則
今始	佐々木正子	佐藤浩	千葉美喜雄	中村鉄人	佐々木茂
佐々木隆	佐藤浩	相馬俊二	辻和文	新潟春夫	佐々木孝次
笹村恵美子	須藤博文	當麻明仁	中村鉄人	西山淳一	佐藤勝博
佐藤桂一	相馬俊二	高松彰	中村充	野上秀人	白川直人
澤田政義	當麻明仁	知坂元	成田徹	野村昭夫	鈴木和典
白石司	田中丈晴	千葉美喜雄	新潟春夫	畠山昇	鈴木由美子
関光博	千葉隆史	永井信孝	西山淳一	張山嘉園	中村鉄人
田中丈晴	千葉美喜雄	中村鉄人	野上秀人	藤田美年	成田滋彦
津幡亨	月舘法弘	成田徹	野村昭夫	堀義明	成田哲観
中村鉄人	永井信孝	新潟幸夫	張山嘉園	松川昌樹	野村昭夫
中村雅臣	中村鉄人	新井山雅行	藤田美年	松島恵美子	広島信
沼山隆一	奈良岡淳	仁科源一	藤林菜穂子	三上聡	福津康隆
樋口貴俊	新潟幸夫	野村昭夫	松川昌樹	南公典	藤田美年
船橋敏昭	新井山雅行	張山嘉園	南公典	宮崎泉	藤林菜穂子
松林正志	平井順治	平井順治	森山和康	森山和康	堀義明
馬渡章	船橋敏昭	船橋敏昭	横山正	吉岡真起子	三上聡
三浦圭介	真土幹子	真土幹子	吉岡真起子	米谷隆宣	宮崎泉
三浦達男	三宅徹也	横山正	米谷隆宣	和井田益郎	元沢節子
三上浩	横山正	吉田紀美男	和井田益郎	和田一穂	吉崎由美子
米谷慎一	鷺尾司	鷺尾司	和田一穂		米谷隆宣

会議開催月日

5月29日 2月22日	5月29日 2月22日	5月26日 2月23日	5月28日 2月23日	5月28日 2月23日	5月25日 2月23日
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
秋山友則	伊藤博彦	荒関浩巳	芦名均	塩谷政巳	田中強
阿部俊夫	永川信子	伊藤博彦	伊藤博彦	小枝正明	工藤勝昭
伊藤博章	川村進	永川信子	永川信子	永川信子	永川信子
伊藤博彦	金一啓	工藤仁志	奈良親芳	奈良親芳	奈良親芳
大里文男	工藤仁志	工藤八千代	工藤仁志	三ツ井隆	佐々木清
尾崎和行	工藤八千代	小鹿和男	矢野久光	木村憲一	竹谷澄子
長内尚明	小鹿和男	神正信	小鹿和男	大平千賀子	関康子
落合守	神正信	高橋鮮一	工藤八千代	黒沼修	黒沼修
貝塚正尚	高橋鮮一	月舘法弘	高橋鮮一	高橋鮮一	高橋鮮一
柿崎紀一	成田哲観	成田哲観	荒関浩巳	西谷寿彦	西谷寿彦
片桐拓	矢野久光	矢野久光	佐藤宰	佐藤宰	佐藤宰
工藤仁志					
工藤健夫					
工藤八千代					
向後秀樹					
高坂勢子					
佐川一則					
佐々木茂					
佐々木孝次					
白川直人					
神正信					
鈴木和典					
高橋雅人					
中村鉄人					
成田哲観					
広島信					
藤田美年					
藤林菜穂子					
堀義明					
三上聡					
宮崎泉					
元沢節子					
森山和康					
矢野久光					
横濱克子					
吉崎由美子					
米谷隆宣					

会議開催月日

5月23日 8月29日 2月25日	6月14日 2月24日	6月13日 2月23日	6月11日 2月26日	6月15日 2月23日	6月12日 2月26日
----------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
川崎親哉	菊地暁浩	峯明紀	柴田一宏	木村俊秀	出町智
秋元辰一	秋元辰一	秋元辰一	田村琢哉	田村琢哉	佐藤由孝
三上雅也	三上雅也	工藤清彦	工藤清彦	小野淳美	小野淳美
奈良親芳	島野絵理子	島野絵理子	中村紹子	中村紹子	下川原慶子
佐々木清	佐々木清	佐々木清	千葉正史	千葉正史	千葉正史
竹谷澄子	竹谷澄子	竹谷澄子	石田佳子	石田佳子	石田佳子
関康子	関康子	関康子	関康子	関康子	関康子
黒沼修	黒沼修	黒沼修	泉澤篤志	泉澤篤志	泉澤篤志
高橋鮮一	高橋鮮一	高橋鮮一	高橋鮮一	高橋鮮一	高橋鮮一
児玉政光	佐藤禎人	古川昭次	吉田忠一	白戸克幸	高橋和也
山田勝規	西谷寿彦	西谷寿彦	佐藤禎人	佐藤禎人	仁和由紀人

会議開催月日

6月12日 2月25日	6月14日 2月26日	6月5日 2月24日	6月14日 3月7日	6月16日 2月20日	6月16日 2月21日
-------------	-------------	------------	------------	-------------	-------------

9 歴代職員一覧

年 度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度
事 務 長	前 田 稔	坂 本 康 平	西 村 吉 平	西 村 吉 平	西 村 吉 平	今 村 義 弘
(共済給付係長)	須 郷 繁四郎	須 郷 繁四郎	須 郷 繁四郎	須 郷 繁四郎	須 郷 繁四郎	須 郷 繁四郎
職 員	古 賀 ゆり子 鶴 田 美津子 田 村 絢 子 中 村 春 江	古 賀 ゆり子 鶴 田 美津子 田 村 絢 子 中 村 春 江 佐 藤 光 宏	古 賀 ゆり子 鶴 田 美津子 田 村 絢 子 中 村 春 江 西 村 英 子 織 笠 和 子 中 畑 光 子	古 賀 ゆり子 鶴 田 美津子 田 村 絢 子 中 村 春 江 西 村 英 子 織 笠 和 子 中 畑 光 子	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 中 村 春 江 西 村 英 子 織 笠 和 子 中 畑 光 子 工 藤 龍 輔	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 中 村 春 江 西 村 英 子 織 笠 和 子 中 畑 光 子 工 藤 龍 輔

年 度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度
事 務 長	今 村 義 弘	丸 山 二 郎	北 山 峰 一 郎	北 山 峰 一 郎	土 谷 善 之 輔	土 谷 善 之 輔
(給付係)主任	須 郷 繁四郎	須 郷 繁四郎	植 野 正 一	植 野 正 一	佐 藤 信 平	佐 藤 信 平
職 員	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 中 村 春 江 西 村 英 子 織笠(木村) 和子 中 畑 光 子 須 藤 修 子 西 村 裕 一	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 中 村 春 江 西 村 英 子 木 村 和 子 中 畑 光 子 須 藤 修 子 西 村 裕 一	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 木 村 和 子 中 畑 光 子 須 藤 修 子 西 村 裕 一	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 中 畑 光 子 須藤(中島) 修子 西 村 裕 一 久 保 尚 士 辻 井 政 子 三 上 修 司	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 西 村 裕 一 久 保 尚 士 辻 井 政 子	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西村(斉藤) 英子 中 畑 光 子 中 島 修 子 西 村 裕 一 久 保 尚 士 辻 井 政 子

注 青森県教職員互助会は、昭和46年度まで、公立学校共済組合青森支部とともに財務課内に置かれていたが、昭和47年度の福利課新設に伴い、福利課内に置かれることになる。主任が置かれたのは、昭和47年度からである。

年 度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度
事 務 長	坂 本 昌	鎌 田 均	鎌 田 均	鎌 田 均	鎌 田 均	鎌 田 均
主 任	太 田 利 光	須 藤 昭 二	須 藤 昭 二	須 藤 昭 二	小 松 全	小 松 全
職 員	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 斉 藤 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 西 村 裕 一 久 保 尚 士 辻 井 政 子 石 岡 まり子	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 斉 藤 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 西 村 裕 一 久 保 尚 士 石 岡 まり子	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 斉 藤 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 西 村 裕 一 久 保 尚 士 石 岡 まり子	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 斉 藤 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 西 村 裕 一 石 岡 まり子	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 斉 藤 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 斉 藤 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子

年 度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
事務長（事務局長）	田 中 博 之	田 中 博 之	阿 部 五十夫	阿 部 五十夫	阿 部 五十夫	原 子 三 男
事務長補佐（事務局次長）		三 上 強	三 上 強	三 上 強	三 上 強	三 上 強
主幹(班長)		小笠原 誓 輝	小笠原 誓 輝	原 子 三 男	原 子 三 男	千 葉 良 造
主任(班長)	前 田 忠	前 田 忠	佐々木 智	工 藤 説 夫	工 藤 説 夫	工 藤 説 夫
職 員	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 斉 藤 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 斉 藤 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 斉藤(西村) 英子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 木 村 晃	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 木 村 晃	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 木 村 晃	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 木 村 晃

注 昭和58年度から事務長補佐及び主幹・総括主幹（福利課庶務班長の職にある者）が置かれたが、昭和61年11月の法人化に伴い、それぞれ事務局次長、班長に、また、事務長は事務局長に職名が変更された。

年 度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
事務局長	橘 文 興	橘 文 興	橘 文 興	成 田 英 男	成 田 英 男	成 田 英 男
事務局次長	三 上 強					
班 長	千 葉 良 造 白 鳥 隆 昭	白 鳥 隆 昭 川 島 慎一郎	白 鳥 隆 昭 根 市 真 三	白 鳥 隆 昭 根 市 真 三	三 上 信 之 根 市 真 三	三 上 信 之 大 嶋 和 久
職 員	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 木 村 晃	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 木 村 晃	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 木 村 晃	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 木 村 功	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 木 村 功	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 木 村 功

年 度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
事務局長	白 鳥 隆 昭	白 鳥 隆 昭	白 鳥 隆 昭	大 向 隆 雄	木 村 謹 文	木 村 謹 文
班 長	杉 田 守 大 嶋 和 久	杉 田 守 塚 本 泰 三	杉 田 守 塚 本 泰 三	根 市 真 三 今 進	今 進 石 澤 憲 一	大 嶋 和 久 石 澤 憲 一
職 員	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 松 森 美 子	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 松 森 美 子	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 中 畑 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 松 森 美 子 金 沢 美代子	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 柿 崎 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 松 森 美 子 金 沢 美代子	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 柿 崎 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 松 森 美 子 三 浦 純 子	古 賀 ゆり子 田 村 絢 子 西 村 英 子 柿 崎 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 松 森 美 子 三 浦 純 子

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事務局長	根 市 真 三	木 村 謹 文	中 村 行 利	田 野 浩 二	田 野 浩 二	木 村 賢
事務局次長		根 市 真 三				
班 長	大 嶋 和 久	中 村 茂 蔵				
班長(主幹)	村 上 泰 弘	村 上 泰 弘	村 上 泰 弘	村 上 泰 弘		
職 員	田 村 絢 子 西 村 英 子 柿 崎 光 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 松 森 美 子 三 浦 純 子	田 村 絢 子 西 村 英 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 松 森 美 子 三 浦 純 子	西 村 英 子 中 島 修 子 平 岡 幸 子 松 森 美 子 三 浦 純 子 小 関 春 枝	平 岡 幸 子 松森(白川)美子 三 浦 純 子 小 関 春 枝	平 岡 幸 子 白 川 美 子 三 浦 純 子 小 関 春 枝 仁 木 純 子	平 岡 幸 子 白 川 美 子 三 浦 純 子 小 関 春 枝 仁 木 純 子

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事務局長	木 村 賢	木 村 賢	外 崎 学	佐 藤 広 洋	佐 藤 広 洋	佐 藤 広 洋
職 員	平 岡 幸 子 白 川 美 子 三 浦 純 子 小 関 春 枝 仁 木 純 子	平 岡 幸 子 白 川 美 子 小 関 春 枝 仁 木 純 子 白 川 友 子	平 岡 幸 子 白 川 美 子 小 関 春 枝 仁 木 純 子 山 口 利 佳	平岡(小館)幸子 白 川 美 子 小 関 春 枝 仁 木 純 子 山 口 利 佳	小 館 幸 子 白 川 美 子 小 関 春 枝 仁 木 純 子 山 口 利 佳	小 館 幸 子 白 川 美 子 小 関 春 枝 山 口 利 佳

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事務局長	佐 藤 広 洋	佐 藤 広 洋	花 田 朋 亨	花 田 朋 亨	花 田 朋 亨	猪 股 幸 康
職 員	小 館 幸 子 白 川 美 子 小 関 春 枝 山 口 利 佳	小 館 幸 子 白 川 美 子 小 関 春 枝 山 口 利 佳	小 館 幸 子 白 川 美 子 小 関 春 枝 山 口 利 佳	小 館 幸 子 白 川 美 子 小 関 春 枝 山 口 利 佳	白 川 美 子 小 関 春 枝 山 口 利 佳 奈 良 愉 美	白 川 美 子 小 関 春 枝 山 口 利 佳 奈 良 愉 美

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事務局長	猪 股 幸 康	大 平 豊	大 平 豊	山 館 久 美 子	岡 村 重 勝	印 部 香
職 員	白 川 美 子 小 関 春 枝 山 口 利 佳 奈良(佐藤)愉美	白 川 美 子 小 関 春 枝 山 口 利 佳 佐 藤 愉 美	白 川 美 子 小 関 春 枝 山 口 利 佳 佐 藤 愉 美	白 川 美 子 小 関 春 枝 山 口 利 佳 佐 藤 愉 美	白 川 美 子 小 関 春 枝 山 口 利 佳 佐 藤 愉 美	白 川 美 子 小 関 春 枝 山 口 利 佳 佐 藤 愉 美

あ と が き

一般財団法人青森県教職員互助会の設立60周年を記念して、設立50周年以降の10年分の足跡をまとめました。

編集に当たっては、「50年のあゆみ」をベースに、その後の10年間の事業等の推移を加筆し、編集しました。

この10年間は、一般財団法人への移行に伴う公益目的支出計画の実施、会計年度任用職員制度導入に伴う互助会加入者の整理、さらに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業や会議への対応など、これまでの常識を覆すさまざまな経験をした10年でした。

互助会を取り巻く環境は、引き続き会員数の減など厳しい状況に変わりはありませんが、このような時だからこそ、会員ひとりひとりがお互いに手を携え相互救済することにより、生活の安定と福祉の向上を図るという互助会設立の目的に立ち返り、会員の皆様が心身ともに健康で職務に専念できるよう、いろいろな方向にアンテナを張り、さらなる事業の充実と健全な経営をめざして推進して参りますので、今後とも会員の皆様方のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。